

平成28年3月第3回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成28年3月2日第3回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	鞠子 幸則	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	吉 田 美和子	健康推進課長	岡 元 比呂美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	櫻 井 禎
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

## 議事日程第 2 号

〔議事日程表末尾掲載〕

### 本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 亶理町いじめ問題対策連絡協議会等条例
- 日程第 4 議案第 3 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 日程第 10 議案第 9 号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 10 号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 11 号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 12 号 工事請負変更契約の締結について（平成 27 年度吉田地区（その 2）防災公園整備工事（復交））
- 日程第 14 議案第 13 号 第 5 次亶理町総合発展計画基本構想及び基本計画に

ついて

- 日程第15 議案第14号 亶理町新庁舎建設基本構想及び基本計画について
- 日程第16 議案第15号 町道の路線認定について
- 日程第17 議案第16号 町道の路線廃止について
- 日程第18 議案第17号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第18号 平成27年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第20 議案第19号 平成27年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第21 議案第20号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予  
算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 平成27年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第  
4号）
- 日程第23 議案第22号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算  
（第4号）
- 日程第24 議案第23号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 平成27年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補  
正予算（第2号）
- 日程第26 議案第25号 平成27年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ  
て
- 日程第28 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税  
条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第29 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第30 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第31 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により11番 鞠子幸則議員、12番大槻和弘議員を指名いたします。

#### 日程第2 議案第1号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第1号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案書1ページをお開きください。

この条例は、一部改正されました地域再生法に基づきまして、宮城県が県内を全域を対象に策定いたしました地域再生計画が平成27年10月に国より認定を受けたことにより、本町も県が策定いたしました地域再生計画の中に含まれておりますので、県の認定を受けた事業者が東京23区からの本社機能の移転、本社機能の拡充等を実施する事業者の支援及び誘致を行うために企業の固定資産税について優遇措置を行うため、地方税法第6条第2項の規定によりまして不均一課税の特例を定める条例であります。

条文は、第1条から第5条までとなっております。それではご説明いたします。

議案第1号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

まず、第1条の趣旨規定でございますが、この条例は地方再生法に基づき国から認可を得た認定地域再生計画に基づいて実施される整備事業により移転、拡充される企業に対し、固定資産税の不均一課税を実施するため必要な事項を定めるものであります。

第2条の固定資産税の不均一課税の規定ですが、宮城県が承認を受けた事業計画に基づき、県が国から認定を受けた日から平成30年3月31日までに県の認定を受けた事業者が実施した事業において、省令で定める固定資産税等について課税されることとなった年度以降3カ年度に限り左欄の事業について中欄の年度ごとに右欄の税率に軽減するものであります。

第3条、不均一課税の申請の規定ですが、第2条の規定により固定資産税の不均一課税を受けようとするものは、不均一課税の適用を受けようとする年度の固定資産税に関する申告期限1月31日までに必要な事項を記載した不均一課税申請書を提出しなければならないとしているものであります。

第4条、不均一課税の措置の規定ですが、不均一課税の申請書を受理したときは、審査の上、決定通知書を送付しなければならないとしているものでございます。

最後に、第5条委任規定ですが、この条例の施行に関して今後必要な事項があれば、別に規則で定める規定でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） お尋ねいたします。第1条趣旨でございますが、上から3行目、法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内とここがございますが、この地方活力向上地域、亘理地域ほぼ全域ですね、逢隈地区そして荒浜地区の一部が全員協議会のほうでご説明されております。どのような理由でこのエリアを指定しているのか、吉田地区はございませんけれども。

また、2点目でございますが、中央地区工業団地に企業誘致として進出が予定されております株式会社コスメティック・アイダ、あと株式会社アクアリザーブの2つの企業は、これ認定企業になり得るのか。もし認定企業とすれば、移転型なのか拡充型なのか、この点についてお伺いいたしたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、まず1点目なんですけれども、地域のエリア取りにつきましては、拡充型の設定につきましては都市計画区域内の番地ではなく、字単位

で設定したものとなっております。移転型の設定につきましては、拡充型の区域内で復興産業集積区域のものづくり特区の認定地域を設定しているものでございます。

2番目の質問なんですけれども、現在、中央工業団地のほうに進出を予定している企業につきましては、地域再生法に基づき県知事の認定を受けて事業を行うのであれば適用になると思われましてけれども、現在仕入れている情報の中では本社機能に移転するというのではなくて、あくまでも工場の新設という形になっているものでございますので現段階では適用にはならないというぐあいに考えております。

以上です。

4 番（佐藤邦彦君） 了解しました。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） まず第1点目です。亙理町にこの点以外に固定資産税の不均一課税を行っているところはあるんですか、ないんですか。

議 長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） 現在、不均一課税に関する条例はございませんので、これが制定されれば初めての不均一課税の条例になりますので、現段階では不均一課税をしているものはないということになります。

議 長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 固定資産税の不均一課税を行いますと、当然のことながら固定資産税が減額されるわけでありましてけれども、それは後で地方交付税の普通交付税で何パーセント補填されるんですか。

議 長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） それにつきましては、地方交付税のほうで全額補填されるというぐあいになってございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） もう1点だけ。この固定資産税の不均一課税を活用して、今後どのように企業誘致を進めるのか答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 企業誘致について、これまでも誘致活動を進めておりますが、今回新しく不均一課税に関する条例が可決されれば、この点についても今後企

業訪問等でこの内容等について説明していきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第2号 亶理町いじめ問題対策連絡協議会等条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第2号 亶理町いじめ問題対策連絡協議会等条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それでは、議案第2号 亶理町いじめ問題対策連絡協議会等条例についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。

このたびの条例は、平成25年6月公布、9月に施行されたいじめ防止対策推進法の施行に伴い本条例を制定するもので、亶理町いじめ問題対策連絡協議会、亶理町いじめ問題対策専門委員会、亶理町いじめ問題再調査委員会の3組織を設置するものでございます。

ここで条例制定の要因となりました、いじめ防止対策推進法制定の背景について触れさせていただきます。平成23年10月滋賀県大津市の市立中学校の2年男子生徒がいじめを理由にみずから命を絶つという痛ましい事件が起きました。この事件



に対する学校や市教育委員会の対応に批判が高まり大きな社会問題になったことが契機となり、また全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受けて、いじめ防止対策推進法が施行されたところであります。法律では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等の基本となる事項が定められました。これらのことを踏まえ、本町においてもいじめ問題に関する対策を一層推進する必要がありますことから、法の規定を踏まえた組織設置が急務となりましたもので、今回提案の条例議案のご審議をお願いするに至ったところでございます。

それでは、この3組織について概要を簡単にご説明いたします。

まず、互理町いじめ問題対策連絡協議会ですが、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携、その他いじめ防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し連絡及び協議を行うものです。組織については、教育委員会が委嘱する委員15人以内で組織するものです。

次に、互理町いじめ問題対策専門委員会ですが、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために必要と認める事項や、いじめによる当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、さらには学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるときに、教育委員会の諮問に応じ調査し、答申し、または意見を具申するものでございます。組織については、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が10人以内で委嘱いたします。

最後に、互理町いじめ問題再調査委員会ですが、この委員会は重大事態が発生した旨を町長に報告され、それを受けて町長は当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは委員会を設けて調査を行うものです。組織については、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識を有する者の5人以内の委員で組織し、町長が委嘱いたします。

施行期日でございますが、公布の日とさせていただきます。本条例で設置する組織の委員に支給する報酬につきましては、その額を互理町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に規定するものでございますが、その一部改正を本条例の附則第2項で行うものでございます。設定した日額報酬の額は、表に記載のとおりでございます。

以上、条例議案の概要であり、その内容を条文化したものが提出した条例議案でございますので、条文ごとの説明は省略させていただきます。

以上、議案第2号 亘理町いじめ問題対策連絡協議会等条例の説明といたします。よろしくご審議方お願いいたします。以上です。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。

いじめ問題については非常に大変な問題だなと私自身認識をしております。今言われましていじめ問題対策連絡協議会、そしていじめ問題の対策専門委員会、ここについては教育委員会がかかわるといような形なんです、最後の亘理町いじめ問題再調査委員会、ここは町長が諮問するという形になっているのですが、なぜ町長なのかということをお聞きをしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） いじめの問題が発生したと、そういうことを仮定したことで述べさせていただきますと、まずそういった重大事態が発生したときに専門委員会が開催されます。その専門委員会の中で報告書は提出されます。その報告書の中に、仮にいじめを受けた方や保護者ですとか被害者と加害者という形をとらせていただきますけれども、そういった方々から意見が出される。いやこの調査では納得いかないとか、そういうことに関して事案が出た場合に再調査委員会を設置してほしいという要望があつて、今亘理町の中でも総合教育会議も持っておりますので、そういったことでまず委員を選任しなおして、そして再調査委員会をかける。再調査委員会の持つ大きな意味は町長が委嘱するということで、これが町の最終報告になるということで重みが大いだと思います。そういったことで町長が最終的に委嘱をするという、そういう形をとらせていただきました。以上です。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） それで、16条のほうには町長の諮問に応じて重大事態の調査の結果について調査というようなことなんです、この重大な事態というのはどういったことを想定しているのか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 例えば、そのいじめによって、いじめを起因とする要

件で不登校になったと、本当に30日以上休むような状況になったとか。それから、もう不幸にも仙台市で起きているような自殺になったとか、そういうことだと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 先ほど言いましたけれども、教育委員会がかかわるというよりは町長というふうなことになるわけですけれども、実際町長というのはいわば4年に1回選挙によって当選をするというようなことになるわけですけれども、やっぱり当選した町長の考え方がその中に活かされていくのかどうか。今までは教育というものについては独立をしているというふうな考え方があったわけです。そういったことが町長が諮問するという形の中でどうなっていくのかというのを最後にお聞きをしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 平成27年4月からは教育委員会制度が変わりました。

昨年も2回ほど総合教育会議を開いておりまして、いろいろな形で教育の場に町長が会議に出席していろいろ議論を深めております。そういったことから、今後の新教育委員会改革の中でも町長が既に教育委員会の中でいろいろ教育に関する事項について話し合いを持たれておりますので、そういった意味からしても町長がもう既に教育委員会の中に入って議論を、話し合いを進めているというそういう状況になっております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） お尋ねいたします。

その申し出の受付場所についての質問なんですけれども、例えば親御さんであったりとか、ご本人であったりとか、その人からいじめを受けているという申し出をどこで、学校で受け付けるのか、それとも教育委員会で受け付けるのか、それともここにあります連絡協議会で受け付けるのか、そのところを明確に教えていただきたいんですけれども。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今議会の一般質問にもございますけれども、いじめ等に関しましては今学校の中、それから教育委員会もそうですけれども、さまざまにアンテナを広げてその子供たちからの情報を得ております。特に、子供の様子がお

かしい、それから例えば児童センターの先生にこういった悩みを子供が打ち明けていたと、それから養護の先生にこういったお話がある、そういったことを常々学校側では注意深く観察といいますか、そういう目線で見えておりますので、そういったことでまず学校のほうがおかしいと、それから保護者からもそういった連絡が来ます。当然学校のほうにも来ますし、その学校から教育委員会のほうにも報告が来ます。同時に来る場合もございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） そういたしますと、この協議会というのは常時設置されておまして、そこに直接電話をかけてとか、もしくはお尋ねしてそのことについての訴えをするという認識でいいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） この連絡協議会というのは、地域の中でとにかくいじめに対する認識を共有しようというようなまず趣旨でございます、いじめを防止する、それで今まで学校現場、教育委員会現場で行われていたそういう解決を地域の方々、特に福祉サイドの先生方も入っていただいて幅広くその認識を持とうという、そういうようなことで開く会議でございます。今想定しているのは、各学校でどんな事案がありますかと、そういうようなことでこういう協議会の場で話し合われて、学校の立場それから教育委員会の立場、それから児童センターの先生方の見識とか、そういったものを幅広く聞いて町全体でいじめをなくそうという、そういうのが趣旨の協議会でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） そういたしますと、常時窓口が開いているというわけではなくて、何カ月に1回ぐらいずつ開かれるということであって、直接的に保護者のほうから、もしくは当事者のほうから助けてくださいというような窓口というものとは違うということですね。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） この連絡協議会に関しては、そういったいじめをとにかく共通認識で持ちましょうという会でございます。今、安藤議員がおっしゃられた申し出については、もう専門委員会といいますか、学校にもそれから教育委員会にもいじめ防止の基本指針というのがございます。それに沿った対応が今後なされ

ていくわけですがけれども、そういった形の訴え等が重いものというふうに我々のほうで感じていたならば、専門委員会をすぐ開催するような段取りをとりたいなというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 6ページの会長、副会長及び会議のところ、第6条には協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。これはわかります。それで3項の、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。これは理解します。それで第7条、協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。これも理解します。それでは、会長、副会長の選出されていないとき、誰が議長を務めるのかということをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 会長と副会長は置きたいと思っておりますので、選出されないということはないと思っております。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ですから、それじゃあ進まないと思うんです。まず議長を置くということなんで、どういう形でその議長を置くのかです。それをお聞きしたかったです。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 大変失礼いたしました。まず、組織として委員を15人以内選びます。その中で互選という形で会長、副会長を決定していきたいというふうに思っております。進行は、まず事務局がとらさせていただきます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） この新規条例は、本当に大変重要な条例であると私も認識しております。第3章の亘理町いじめ問題対策専門委員会についてなんですが、第9条に教育委員会の諮問機関というふうなことで重大事態の事実関係を調査し答申を行うことになるという。ここでちょっと気になるんですけれども、この重大事態とは先ほど説明がありましており児童等の生命、心身または財産に重大な被害というふうにございます。まさしく命が危険にさらされているときでございます。それは緊急事態というふうなことになるろうかと思いますが、このようなときに専門委員会を招集して調査、審議をするいとまはあるわけなんですか。事の幅はございますと思

ますけれども、学校はやっぱり専門家の専門機関であると思いますので、やっぱりいち早く命でありますので対処が重要になるのではないかと思います、その辺の具体的な考え方をお伺いいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先ほども述べましたが、各学校にもいじめ防止の基本方針、それから教育委員会にもいじめ防止の基本方針を立てております。それに沿って、先生方が先ほど言ったようにアンテナを高くして何か異常事態があった場合にはすぐ教育委員会のほうに連絡して対処するというのがまず第一歩です。この専門委員会を開催されるということは、本当に痛ましい、今仙台市の中で非常にそういった形で行われているわけでございますけれども、まずそういったことのないような形で我々としては取り組んでいきたいというふうに思います。仮にそうなった場合に、今後のいじめ防止をどのようにやっていくのか、そういったことでも話し合われるのがこの専門委員会の中身でございまして、今後のそういう事態がないように抑止するのもこの専門委員会の一つの役割かなというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） もう1点お伺いいたします。

今回のいじめ防止対策推進法につきましては第三者をつくり、先ほどご説明がありましたとおり、情報を共有して透明性を持たせるというふうなこともありまして、地方公共団体並びに学校、地域住民、家庭の責務を明確にしているというふうなことで一丸となっていじめを防止するというふうなことから、大変大きい意味を持つと思います。それで、この条例の持つ意味をとりわけ保護者に安心感を与えるために、今後しっかりとした説明を行って、そして町民の方に周知していく必要があると思います。どのような形で理解を求めていくのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） このいじめ問題、それから不登校関係につきましては、学校はもとより保護者のほうも非常に重く受けとめておりまして、いろんな情報が学校とか教育委員会のほうに寄せられております。今回、仙台市でああいった痛ましい事故があったんですけれども、その後に校長先生方からお話を伺うと、非

常に子供たちがいろんなところで話すようになってくれたというようなことで、それは保護者でもあろうし、学校の先生方、特に担任以外の先生方によくそういう話をしてくれるんだというような情報もいただいておりますので、学校を通して保護者のほうにもこういった対策を町のほうが講じていますよということで、広く周知をして今後対応策を考えていきたいなというふうに思っておりますし、先ほども言ったように今度は地域全体で取り組まなければいけないという部分もあるので、児童相談所なりそういった先生方のいろいろお知恵を拝借しながら啓発にも取り組んでいきたいなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 亶理町いじめ問題対策連絡協議会等条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 亶理町いじめ問題対策連絡協議会等条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第3号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第3号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

議案第3号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正でございますけれども、2条立てで行っておりまして4つの改正がございますが、これらを全て27年度の人事院勧告に伴い改正するものでございます。

まず1つ目が、この議案書の11ページの下段から隣の12ページ、それから17ページまで表が続いてございますけれども、これは別表第1としまして給料を改正するものでございますが、職員給与を平均で0.4%、1,100円引き上げるためこのように給料表を改正するものでございます。

また2つ目でございますけれども、今度は新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表1ページをお開きいただきたいと思っております。1枚目になります。この改正につきましては、12月分の勤勉手当の支給額をここにございます第1号では一般職員について0.1月分を、その下にあります第2号では再任用職員分につきまして0.05月分をそれぞれさかのぼって12月分勤勉手当として支給するために改正するものでございます。

また3つ目でございますけれども、1枚めくっていただきまして2ページになります。2ページの附則の11項でございますけれども、これは今回の給料の改正分につきまして55歳以上で給料表6級に該当している職員につきましては、今回の改正の引き上げ分から0.5%分を減額して支給するというふうな規定でございます。今申し上げましたここまでの3つの改正につきましては、平成27年の4月1日にさかのぼって適用になるというふうな改正でございます。

最後に4つ目になりますけれども、新旧対照表4ページをお願いいたします。新旧対照表の4ページ上のほうにございますけれども、ただいまご説明申し上げました一般職員の勤勉手当0.1月分引き上げ改正するというふうにご説明申し上げましたけれども、これは1年分を12月の勤勉手当一括で改正するというふうになっておりますので、新年度分につきましては6月分、12月分それぞれを0.05月分振り分けて、6月分につきましては0.05引き下げまして、12月分につきましては0.05引き下げまして、6月と12月とも同率の100分の80の率に改めるものでございます。なお、再任用職員等につきましても同様の改正になります。この改正分につきましては、施行日が平成28年の4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。



12番（大槻和弘君） では、質問をさせていただきます。

人事院勧告が今回ありまして、初任給については2,500円ほど高くなるという、引き上げをするというような格好、高齢者は1,100円ほどというような形にはなっております。一定程度、今回引き上げられるということになりましたので、そういった意味ではこの国の給与表含めて民間で使っているところが多いわけですから、そういった意味では経済的な効果もある程度あるのかなというふうに思います。

それで私が聞きたいのは、それに関連してでありますけれども、2016年度4月から年金が62歳からというふうなことになります。実際問題、かつてはその2011年の人事院勧告の中で申し入れという格好で段階的に定年延長するんだというふうな考え方があったんですけれども、亶理町の現状として再任用という形だと思うんですが、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 再任用につきましては、制度を読みますと非常に微妙な作り込みになっております。無支給期間をなくすという。結局今ご質問のように、ちょうど我々の年代なんですけれども、2年間年金が全く出ないというふうなことで無支給期間をなくすというのがまず目的の一つでございます。しかしながらその制度の中には、正しい任命権者が再任用するかどうかについては最終的に決定するというふうな規定もございます。ただ亶理町につきましては、現在これはあくまでも本人の希望でございますので、まず該当する方に希望をとりまして、その上で対応させていただいているというような手法をとってございます。結論としましては、今回につきましては一応、希望を取りまとめる段階では皆さん残りたいというふうな希望は出ております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 私も同じで、同じ年齢になるものですから62歳からの年金支給というような形になります。先ほど言いましたけれども、その段階的に定年延長という話もかつてあったわけですし、今後その政権が変わることによってどうなるかわからないんですけれども、そういったことの動きもあるかもしれないというふうなことがあるんですが、そういったことに対応を今後できるのかどうか。再任用そのもので今度就職、再任用される方はあると思うのですが、なかなかその再任用で行く先の問題があって、迎え入れる職員のほうもどうなんだっていう再任用の場合、そ

ういった問題もあるんですけども。本来いいのは、定年延長というような考え方がいいのかなと私自身は思っているんですけども、そういったことについての考え方があればちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 私も本来であれば、制度的にきっちりするべきだと思っております。ただ、実際のところとして給与表の策定とか待遇、そういったことも含めて単独の自治体だけで決めるというのは非常に難しいものですから、どうしてもその人事院勧告並びに、人事院勧告では定年制に移行すべきというような意見が出ているんですけども、やっぱり国家公務員のほうがどのように対応するのか、やはりそこに準じていかざるを得ないというふうな現状もございますということで、そちらを見きわめながら対応していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ぜひともそういった考え方をもちながら今後とも進めていただきたいということで質問を終わります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第4号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書20ページをお願いいたします。議案書20ページでございます。

議案第4号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、関係する条例でありますことからの一括で2条立てでの改正となっております。

説明につきましては、新旧対照表5ページで説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

まず、今回の改正でございますけれども、一般職員と同様に人事院勧告に伴いまして改正するものでございますが、2つの改正がございます、まず1つ目がこのページでございます期末手当をさかのぼりまして0.05月分を12月の期末手当として支給するため現行の100分の162.5から100分の167.5に改正するもので、この改正につきましては一般職員と同様に平成27年の4月1日に遡及しまして適用するものでございます。

続きまして、次の6ページをお願いいたします。

ここがございます第4条第2項でございますが、これも一般職員と同様にさかのぼって1年分を12月分で一括引き上げ改正したというふうなことから、新年度分につきましては6月と12月にそれぞれ引き上げになった分を半々に振り分けるための改正でございます。年額につきましては、同額というふうなことでございます。なお、この施行日につきましては平成28年の4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書21ページをお願いいたします。

議案第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちらの改正につきましても2条立てでの改正となります。説明につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の7ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の7ページでございます。

今回の改正につきましては、先ほどご説明申し上げました町の特別職と同様でございます。12月の期末手当の支給率を現行の100分の162.5から0.05月分引き上げるための改正でございます。これの内容につきましても平成27年の4月1日にさかのぼって適用させるものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

第5条第3項でございますけれども、これも同様にさかのぼって1年分を12月分で一括引き上げ改正したものですから、その分を新年度分からは6月と12月に半々に振り分けるための改正でございます。これも同様に年間の合計額は同額でございます。

ます。施行日につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第6号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書22ページをお願いいたします。

議案第6号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表10ページでご説明申し上げますので、新旧対照表10ページをお願いいたします。

今回の改正でございますけれども、地方公務員災害補償法施行令が改正されたので、この表にありますとおり町条例も同様に該当する年金を支給する際、支給額の調整率を0.86から0.88へ引き上げ改正するものでございます。施行日につきましては、公布の日となっております。

以上、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、今回改正になったということだったんですけれども、その趣旨についてはどんなものだったかちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） この条項につきましては、本来それぞれの補償年金といいますか、障害年金といいますか、その支給額が決まっているんですけれども、これが重複した場合ですね、それをその法律の規定どおりではなくて重複して払う場合のこの年金については、この調整率でもって支払うというふうなことで0.02ですけれども今回引き上げになったというふうな内容でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 亙理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第7号 亙理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書23ページをお願いいたします。

議案第7号 亙理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亙理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正するというようなことですが、今回の改正につきましては任期付職員のうち週4日31時間以内の勤務となる短期時間勤務職員についての改正を行うものでございますけれども、これまでは国の基準等に準じて対応しておりました。今回、他市町村の制定内容を参照しまして規定を改めて定めるものでございます。なお、具体的な取り扱い等につきましては変わりはありません。

それでは、新旧対照表11ページでご説明申し上げますので、新旧対照表11ページをお開きいただきたいと思っております。

この改正内容につきましては、ここの11ページから14ページまでございますけれども、主な内容につきましてはここにございます第2条の2にございますけれども、必要に応じまして採用する場合はそれぞれ任期を定めて採用しなければならないというふうな規定を定めるものと。そのほかにつきましては、この任期付短期時間勤務職員というふうな文言を加えること、それから読みかえ規定を設けることが主な内容でございます。施行日は公布の日からというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 31時間以内の職員と申しましても、この方々には年休休暇とそのほか通勤手当、そういうものも支給対象になるのかという質問。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） ちょうど新旧対照表の13ページにあるんですけども、結論からいきますと扶養手当、それから住居手当、これ以外については同様に対象になりません。今言いました住居手当と扶養手当、これだけは支給対象外というふうなことでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 亶理町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正でございますけれども、法制定以来50年以上実質的な法改正がされてきませんでした。一方で行政手続法の制定、それから行政事件訴訟法の改正など関



係する制度が整備拡充されたというふうなことから、今回あわせて見直しが実施されております。それに伴いまして町条例も同様に文言の訂正を含めましてそれぞれ改正する条例、全部で7つほどの条例が関係するんですけれども、そちらを改正しているというふうなことでございます。なお、今回その7つの条例を一括7条立てで1つの議案として提案をさせていただいております。

それでは、新旧対照表15ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表15ページでございますけれども、改正につきましてはこの15ページから29ページまでと結構広範囲にございますけれども、主な内容のみについてご説明をさせていただきたいと思います。

初めに、新旧対照表16ページ、次のページになりますけれども16ページをお開きいただきたいと思いますけれども、これは改正分の第2条になっておりますけれども互理町行政手続条例の改正でございます。これ以降の改正条例についても同様でございますけれども、ここに記載があります現行のほうに審査請求、それから異議申し立てというようなことでそれぞれ2つの文言がございましたけれども、今回の改正によりましてこれ以降につきましてはこの2つを全て審査請求というふうな文言を一元化を図るというふうなことでございます。

続きまして、その下になりますけれども17ページになります。ここには第3条、これは改正の第3条ですけれども、固定資産評価審査委員会条例の関係になりますけれども、この条例の改正が一番多いわけでございますけれども、20ページまで改正ですけれども、その中で主なものについて説明させていただきますので18ページをお開きいただきたいと思います。

18ページでございますけれども、ここがございます第7条第2項でございますけれども、ここでは弁明書を提出する際にはこれまで自筆によるものというふうにされておりましたが、社会情勢に合わせましてパソコンを使用しての提出も可能というふうな規定をするものでございます。それからその下のほうにございますが、第11条につきましてはこれまで提出資料の閲覧のみに限られておりましたが、今回の改正でコピーすることも可能になったというふうな規定と、コピーも可能になったというふうなことからコピーをとる場合の手数料を新たに定めるというふうな内容でございます。

次に、20ページをお願いいたします。ここがございます第12条につきましては、

ただいまご説明申し上げましたコピーの手数料の減免規定を定めたものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。23ページでございます。ここでございます第5条の互理町情報公開条例の改正分でございますけれども、ここでございます第18条におきまして公開請求に係る不作為、結局積極的に意識的に動かないということですかね、そういった不作為も審査請求の対象に追加するというふうなことと、それから申立期間が60日から3カ月以内に延びたというふうな内容でございます。

以上が主な改正となっております。

議案書の36ページにお戻りいただきたいと思うのですが、議案書の36ページの中段よりちょっと下のほうに、附則がございますが施行期日でございますけれども、この条例は平成28年4月1日から施行する、ただし2項におきまして固定資産税で27年度までに固定資産課税台帳に登録されたものは従前の例による規定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 34ページのほうですけれども、22条の関係ですかね。この中で不服申し立てを審査請求に改めるというふうには、そのほかの項目の中でも審査請求と不服申し立ての部分がでてくるわけですが、この違いというか、その辺をちょっと教えていただきたいなというふうに思うのですが。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 違いといいますか、これまでいろいろ使い分けしていたものを全て単純に統一化するというようなことでの改正のようでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今、大槻議員と一部重複するかと思いますが、この条例を読み込みますと第5条、第6条そして第7条の情報公開並びに個人情報関係の中に不服申し立てが審査請求、不服申立人が審査請求人、そして所要の改正が5回あります。これは開示請求者の明らかに権利が変更になるというふうに私認識するんですけれども、こういった権利が変わるのかというふうなことを教えてください。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 権利が変わるとは私は理解していないんですけれども、逆にしやすくなったというふうに期間も含めて解釈しておりまして、対象が変わったというふうに私は理解しておりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第9号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案書38ページをお願いいたします。

議案第9号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。今回は、改正する条例を2条立てで1本で提案させていただいております。

まず初めに、新旧対照表30ページをお願いいたします。新旧対照表の30ページ、こちらにつきましては亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容でございますけれども、この第8条の3の2に規定されてございますとおり、職員で早出・遅出出勤する場合のその対象となる子供の基準に、今回学校教育法の改正がございまして創設されました小中一貫校の義務教育学校の前期課程、それから特別支援学校の小学部というのをその対象に追加するものでございます。

その下の31ページになりますけれども、こちらは亙理町放課後児童健全育成事業関連の条例でございますけれども、第10条の第3項第4号に規定がございますとおり、同様の理由で放課後児童クラブの支援員となる者の資格に小中一貫校の義務教育学校の教諭の資格を追加するというふうな内容でございます。

議案書38ページにお戻りいただきたいと思いますが、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。早出・遅出の関係、職員の方あるいは教員の方だというふうに思うんですが、これは具体的にその対象となっているのは何人くらい今現在いるのか。あるいはフレックスタイムのようなものなのかどうかあれなんですけれども、大体いつもとっているのはどのくらいの時間でとっているのかというのをお聞かせ願います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 現時点では該当者がございません。以上であります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亙理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第10号について説明いたします。議案書の39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例。

亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を次のように改正するということで、別冊の条例の新旧対照表32ページになりますが、議案第10号資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

この内容につきましては、昨年8月に国の東日本大震災復興交付金基金管理運営要領が一部改正されたことに伴い、条例の執行期間を5年間延長するというものでございます。新旧対照表に記載してございますように、条例の附則第2項中の右の欄の現行の期限である平成28年3月31日から平成33年3月31日に改正を行うものでございます。具体的には、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から5年

が経過することに伴い、国が平成23年7月に策定した現行の基本方針を集中復興期間であります平成23年度から平成27年度の期間を今年度末までに国が見直すこととしております。国の基本方針の見直しに当たりましては、既存方針や復興の進展を踏まえつつ新たに平成28年度から平成32年度までの今後5カ年間に復興再生期間とする予定であることから、町で実施する復興交付金事業につきましても期限を平成32年度までに延長したいことから今般条例の改正を行うものでございます。なお、宮城県におきましては昨年宮城県議会11月定例会におきまして、県の東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例について今回と同様の内容で議決しております。施行期日につきましては、議案書の39ページにありますように附則に記載の公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 亶理町東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第11号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。議案書のほうは40ページ、新旧対照表は33ページになります。

議案第11号 亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。今回の改正は、厚生労働省の改正に伴いまして配置を必要とする保育士の数の算定において要件緩和として、これまでの勤務する保育士、看護師に加え准看護師も含めるもので、このうち一人については保育士とみなすものであります。従うべき基準ということで、それに倣い条例を改正するものであります。

新旧対照表の29条が小規模保育事業所A型、31条が小規模保育事業所B型、第44条が保育所型事業所内保育事業所、47条が小規模型事業所内保育事業所ということで、それぞれ従事する職員について規定をしてございますが、いずれも第2項において略になっていますけれども、保育従事者や保育士の最低配置基準を定めてございます。今回この第3項で保育士算定の特例を定めており、今回改正の部分となるものでございます。

議案書に戻りまして附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） まず、この保育士にかわるみなし規定というふうなことで、今現在亘理町における現状を、事業所数プラス保育人数はどれくらいなのかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 今回のこの条例の中身で対象となる施設についてはございません。28年4月から小規模保育事業所のA型とB型がそれぞれ1カ所事業を展開することになりますが、A型の保育園フレンド、逢隈にある事業所でございますけれども、現在認可外ですが、こちらについては准看護師が一人勤務ということで保育士

にみなす算定になるものでございます。B型のゆうき保育園については、該当はございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今回この改正に伴いまして、家庭的保育事業の今後の需要、動向、進展というのはつかんでいるわけでしょうか。拡大していくのかどうかというふうなことをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 子ども・子育て支援事業計画におきましても小規模保育の実施等をうたっておりますが、現在のところ2つということで、あとまだまだ待機児童もおりますので考えている事業主等あれば、町のほうで認可の決定になりますので申請手続踏んで適切に事業を実施していただくようになろうかと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 准看護師の代用として幼稚園教諭は該当しないのか。そのほか昔あったと思うんだけど児童厚生員とか、そういう方々がこの准看護師の代用として認められるような方法的な体制を含めればもっと広がるような人材を求められると思うんですけども。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 認可保育所については幼稚園教諭との関係もございませけれども、家庭的保育におけるこの算定の中での3項の規定の中では含まれてはございません。ただ、今回の条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については幼稚園教諭等の規定は載ってございません。ただ、今回国のほうで幼稚園教諭、それから小学校教諭、認可保育所への導入ということでの緩和もあるようでございますが、正式に具体的にちょっとまだ来ていないという状況なんですけど、保育所の中で保育士の確保、不足のための確保を図る上でそういう職員の方々を活用して、小学校前のお子さんについては小学校教諭とか保育士とみなしてということも考えているようでございますので、国のほうで具体的に示されれば検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 町の条例で決めればそのままだけれども、町の条例で決められるん



であればそういうふうに範囲を広げておけばいつでも人材は確保できる。そういう応用的なやり方をやっていったらいいんじゃないかなと。何も国からこういう範囲が示されたからそれに従うということじゃなくて、条例で決められるのであればやっぱりそういう幼稚園教諭とか学校教諭を退職した人とか、そういうものは活用できる。そういうふうにやっぱり常に人材を求める場合は必要範囲を広げておく。そんじやなきや受け皿にならない。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 先ほど認可保育所の関係でのお話をさせてもらったんですが、今回のこの家庭的保育事業、事業所内の保育所型はちょっと別にしまして、対象がゼロから2歳までという低年齢のお子さんになります。教諭の関係については、以上児等の関係での導入ということでの考えはあるのですが、やはり低年齢児いろんな面でその保育の仕方等ございます。それでこちらに入った保健師、看護師、それに加えて今回准看護師なんですけど、子供の事故等も含めて体調の管理、そういった面もできるということでの解釈で入っているものと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 工事請負変更契約の締結について（平成27

年度吉田地区（その2）防災公園整備工事  
（復交）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第12号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 工事請負変更契約の締結について。

平成27年9月10日工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交）です。

変更請負金額が2億3,035万9,680円。787万9,680円の増額です。

契約の相手方が田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

次の42ページが資料となりますのでごらんいただきたいと思います。

契約締結年月日が平成27年9月10日。

工事概要ということで、工事概要と主な変更理由につきましては、この施工場所であります吉田東部地区におきまして国、県、町の復旧・復興事業が現在多数実施中であることから、各事業の工事車両運行ルートについて吉田の交通部会を設置し、一般車両の道路利用に配慮するよう工事車両の運行ルートの調整を行っております。このため当初設計におきましては、次の44ページが運行ルートずっとありますのであわせてごらんいただきたいと思います。が、割山採取場から施工地までの盛土材運搬距離を当初11.5キロとしておりましたが、部会での運行ルートの調整、協議の結果、15.5キロに運搬距離が変更になるものが1つでございます。

それから当初設計におきましては、この表の3段目になりますが基盤整備に使用する盛土材については、塩田にストックしている残土8,900立方メートルと不足分を割山ズリ搬入ということで3,000立方メートルで搬入する計画をしておりました

が、他の工事との調整により塩田のストック残土の利用が可能となったため、割山ズリの搬入分3,000立方メートルを減工し、塩田残土のストック分を1万1,900立方メートルとしまして、合わせて表の中段になります。割山ズリの積み込み運搬を当初2万800立方メートルから3,000立方メートル減とし、1万7,800立方メートルに変更するものです。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第13号 第5次亶理町総合発展計画基本構想及び基本計画について

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第13号 第5次亶理町総合発展計画基本構想及び基本計画についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続いて議案書の45ページをお願いいたします。

議案第13号 第5次亶理町総合発展計画基本構想及び基本計画について。

別紙のとおり第5次亶理町総合発展計画基本構想及び基本計画を策定するため、亶理町議会基本条例第8条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

資料につきましては、別紙の第5次亶理町総合発展計画基本構想、それから基本計画となります。

この詳細につきましては、さきの2月12日開催の亶理町議会全員協議会で説明申し上げた内容でございます。

総合発展計画につきましては、今後10年間の町が目指すべき将来ビジョン（展望）を掲げ、その実現に向けて重点的に取り組んでいくべき優先度の高い事業を明確にするとともに、これを町民と行政が共有し共通の意志を持ってまちづくりを進めていくために策定するものであります。

平成28年度から取り組むべき第5次亶理町総合発展計画につきましては、平成26年9月30日に亶理町総合発展計画審議会として委員51名の方々に計画の審議をお願いしてまいりました。51名の委員の内訳については、学識経験者2名、39団体の代表の方、そして公募による一般住民10名の合計51名となっており、全体会議を6回、5部会からなる専門部会を3回、合計9回にわたり慎重に審議を重ね昨年12月に審議会より町へ答申いただき、ことし1月住民説明会やパブリックコメントを実施し、今回お示ししました第5次亶理町総合発展計画を取りまとめたところでございます。

基本構想については、町の将来都市像や基本理念、概念を定め、実現に向けた重点的な取り組みを示し、実現するための基本的な施策の大綱、いわゆる10カ年のガイドラインとなるものでございます。10年後の町がどういう姿であるべきかを定めたものが都市将来像でございます。都市将来像の設定のキーワードについては、3点。1点目が、山、川、里、海がワンセットにある環境。2点目が、これまで築き上げてきた歴史や文化を未来につないでいく。3点目が、住んでいる人や訪れる人の定住促進であります。そこから山と川、里と海を人と時代でつなぐまちという将来都市像を定めております。将来都市像実現に向け各種施策に取り組んでいくこととなりますが、その基本的な考え方として「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり」を基本理念として定め、将来都市像を実現することにより定住人口3万4,000人の維持を目指していきます。

その施策を推進するため基本戦略として3つの柱を設けております。1つ目は「持続的安定成長を支える基礎づくり」、2つ目は「みんなで支える安心生活環境

づくり」、3つ目は「町民の活動を支える協働の社会づくり」、この柱のもと5つの体系に分かれ、その重点的な取り組みとして16のプロジェクトを位置づけ、将来都市像実現のため各種施策を展開していくものでございます。

続いて基本計画につきましては、この基本構想に定めた都市将来像を実現するため前期5カ年の施策の方向性について行政の分野ごとに整理したものであります。基本計画は基本構想に基づくものであり、5章で構成しております。

第1章は、「持続可能なまちの基盤づくり」であり、市街地や公共ゾーンの整備、道路、環境保全などの建設分野、生活環境分野の章となっております。第2章は、「わたしとわたりのブランドづくり」であり、農林水産業や商工業、観光の振興など産業分野の章となっております。第3章は、「ともに学び育て合う人づくり」であり、学校教育や生涯学習関連の教育分野の章となっております。第4章は、「未来に続く健康づくり」であり、健康づくりの推進や子育て支援対策の充実などの保健福祉分野の章となっております。第5章は、「絆を深める自治づくり」であり、地域協働のまちづくりや防災・防犯、行政改革などの総務分野となっております。

各章の施策においては、第4次総合発展計画から継承するものなどをつけ加えながら161の施策項目を掲げております。今後、本計画が築く都市将来像の実現に向け、行政を初め町を構成するあらゆる住民や事業者などがそれぞれの役割のもと、ともに考えともに行動する協働のまちづくりを基本に互いに連携、協力しながらまちづくりを進めていくものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 全員協議会でも言いましたけれども、第4次総合発展計画は人口目標は3万8,000なんですね。第5次総合発展計画は先ほど説明されましたけれども、3万4,000を維持するという。東日本大震災を挟んでの計画でありますけれども、どういう経過でこういうふう設定したのか答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、全員協議会でもお話ししましたが、社会人口総合研修所の推計では10年後、互理町では3万2,000人になっているという推計

でございますが、これについては全国一律に減少すると基づいた推計値で、それぞれの町の実情に合った数字ではないと解釈しております。それで第4次総合発展計画では上昇するだろう人口推計での試算でしたが、第5次についてはこの基本計画の37ページですか、互理町子ども・子育て支援事業計画、この推進によります出生率の引き上げ、それから互理町ではゼロから14歳、それから30から34歳の転入者の人口比率がプラスで推移しておりまして、子育て世代の住宅を求める層が多いということから、移動率がそのまま推移していくことを仮定しまして試算しています。結果的に申しますと、3万4,000を今後維持していくというような計画で目標を立てております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 基本構想の17ページです。ここには将来都市像がありまして、「山と川、里と海を人と時代でつなぐ」というのが第5次総合発展計画の互理町の将来都市像であります。ちなみに第4次は、「思いやりの心で力を合わせ、安全で安心できる豊かなまち互理」、第4次はイメージとして湧くんですけれども、第5次のこの将来都市像についてかなり抽象的でわかりにくいんです。なぜこういうふうになったのか、説明をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては先ほど前段で申し上げました、互理町総合発展計画審議会、51名の方々でいわゆる手づくりの基本計画策定していただきました。これについては、これも先ほど説明しましたように各部会に分かれて、それぞれの互理町の地域特性等いろいろ意見出し合ってもらいまして、最終的にまとまりましたのがこの将来都市像「山と川、里と海を人と時代でつなぐまち」という将来都市像になりました。これについては、今現在地方創生にもうたっておりますが、いわゆる定住人口の増加、それから流入人口の増加ということで、互理町については今までは海の観光が進んでおりましたが、やはり今後については山側の整備あわせて山と川、里と海ということで観光、いわゆる流入人口です、観光客の増大、しいては定住人口の増大につながるということで、現在の互理町の特性を生かした地理的条件をまず前面に出すべきだということで審議会のほうではこういう都市像で決定したところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 最後に、町長は平成28年度の施政方針で、町民の生命と財産そして町民の生活を守ることは町政の果たすべき何よりも重要な課題というふうに述べております。第5次総合発展計画で、バランスのとれた町政運営はいいんですけども、第5次総合発展計画これだけはやりたいという、最重要にこれだけはやりたいというのは何ですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいま議員からご質問があった将来の都市像、そのものでございます。これについて多少私の考え方も申し上げたいと思いますけれども、今回の震災を通じまして、亘理の自然と歴史、いわゆる自然とそれから環境と文化、あわせてこれは平たく言うと文明ということになるかと思っておりますけれども。この中で今回の震災を通じまして、亘理の歴史というのはすごいものだなというのを私思ったわけです。というのは、もともとの住まいのあり方が非常に今回の震災を通じてなるほどなど。1つは、わかりやすく言うと地名、それぞれの地名を見ますと非常に我々の先人は知恵があったなということです。そしてまた極めて科学的であったというのが今回の震災で本当にわかりました。そういう面で、亘理町の環境は山と川と海と里があるわけでございます。それを今までの我々の先人というのは、それをうまくつむいできたわけでございますけれども、これをぜひ継承したいというのが私の考え方でございますし、結局、先ほど申し上げました安心・安全も先人たちの知恵にぜひ倣っていききたいという。これをひとつ今度の第5次の中で、検証した中で事業を進めていきたいと、そういうことでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 全般的なものなんですけれども、昨年度から審議会があつて、年が明けてことし1月に町民説明会、それで1月20日から2月2日までの14日間町民意見、パブリックコメントを受け付けておりました。その内容なんですけれども、人数が3名、件数から言うと8件しかないんですよ。私はかなり、亘理町の上位計画の内容からすれば町民の関心が少ないといえますか、町民の意見の数が少ない。私はそういうふうに思います。町とすればこの3名という人数はどういうふうに考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 実際、私も4回以上説明会で説明させていただきましたけれ

ども、やはり地区によってばらつきがあります。亘理地区は20名程度で多かったんですけれども、そういう意味でやはりあえて説明会開催して来られる方というのは少ないのが現状だと思います。町としましては、今後この計画について可決いただければ新年度以降この総合発展計画についてはもちろん広報紙にも掲載しますが、あとこれから今もやっております各種の出前講座の中でも特に第5次総合発展計画という内容を説明していきながら周知を図って、あわせて町民の方々からご意見を受けていきたいということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） やっぱり周知徹底の方法がなかなかいい形ではなかったのかなというふうに思います。それで、2月2日以降にも町民の意見として多分意見書出ているはずなんです。それに関しても期限が切れたからといってだめですよというふうに断るのではなくて、そういうふうなものにもしっかりと対処するというふうな考えではおりますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この計画を樹立したからこれで終わりじゃなくて、やはり町民の方の意見反映というのは今後も続くと思いますので、この基本構想、基本計画をもとにご意見いただきながら実施に向けて進めていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） それで、この議会で可決した場合、新年度になって6月に実施計画が我々に提示されるというふうに委員会のほうで説明がありました。本来であれば、こういうふうな大きい計画は12月もしくは1月中にしっかりと議決して、それで28年度、新年度も含めた10年間のスタートの時期が28年の4月ですので、本来であれば3月か4月に実施計画等が出てくるのが理想じゃないかというふうに思うんです。それが年度末の3月のぎりぎり基本計画を可決して、年が明けて2カ月半たった後に実施計画ができるというふうなものが理想な形ではないんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、そういうふうな考えはないですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては町のほうでは、実際12月ころに終わりました、それであと議会上程と考えていたんですけれども、実は先ほど申し上げました総合発展計画審議会など各部会なんですけれども、我々が想定した以上にその審議



会の回数とか、それから部会がふえた現実があります。それでいきますとやはり町側としてはその部会を打ち切って、ある程度もうまとめなさいということはなかなかちょっと酷なことだったものですから、やはりある程度町民の方々とか代表の方々の意見尊重するとなると多少おくれてもこれはやむを得ないということで、それで今回の上程になったものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 第5次亶理町総合発展計画基本構想及び基本計画についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 第5次亶理町総合発展計画基本構想及び基本計画についての件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 亶理町新庁舎建設基本構想及び基本計画について

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第14号 亶理町新庁舎建設基本構想及び基本計画についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案書の46ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第14号 亶理町新庁舎建設基本構想及び基本計画について。

別紙のとおり亶理町新庁舎建設基本構想及び基本計画を策定するため、亶理町議会基本条例第8条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それで資料につきましては、別冊の亙理町新庁舎建設基本構想及び基本計画についてでございます。

この詳細につきましては、先般2月5日に開催されました新庁舎建設特別委員会のほうで詳細について内容をご説明申し上げたとおりでございます。新庁舎建設基本構想及び基本計画につきましては、東日本大震災で被災した役場庁舎を復旧・復興するため新庁舎の機能や規模、建設計画に関する考え方等について、広く町民等の意見を聞きながら町民の安全・安心の確保と町民に親しみを持たれる新庁舎の建設のため基本構想・基本計画を策定し、建設計画の構想についての概念や理念、機能や規模の考え方や方向性を示すものでございます。

今年度新庁舎建設に向け庁内内部の検討組織、亙理町新庁舎建設庁内検討委員会等や学識経験者及び町議会議員、各公共団体の長、町民から公募した委員、町職員、合わせて30名で構成する亙理町新庁舎建設町民検討委員会で協議・検討を重ね、昨年12月に町民検討委員会より提言書をいただき、ことし1月に住民説明会、パブリックコメントを実施し、今回お示ししました新庁舎建設基本構想・基本計画を取りまとめたところでございます。

新庁舎につきましては、町民にとって親しみやすく訪れやすい地域に開かれた庁舎であり、満足度の高いよりよいサービスの提供と、災害時には防災拠点の機能をあわせ持つものとして新庁舎の目指す姿を笑顔広がる交流拠点と定めた上で新庁舎整備に当たっていく基本方針の3つを設けております。

1つ目が「やさしさと思いやりのある行政サービスを提供する庁舎」、2つ目は「町民が集い、交流を育む、開かれた庁舎」、3つ目に「町民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎」としてそれぞれの導入する機能等をまとめたものでございます。

建設計画の施設規模であります。国土交通省の基準を参考にしながら施設規模を検討し6,800平方メートルほどといたしましたが、今後の基本設計の際に確定させたいと考えております。隣接して保健福祉センターも建設いたしますので、その接続方法も検討し窓口及び執務空間や議会空間等についての方針を定め、構造は鉄筋コンクリートづくりの3階建てとし、それぞれの階に配置する機能を整理させていただきました。

今後、役場新庁舎が復興のシンボルとしての庁舎になれるよう設計等を進めてま

いりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 先ほど、高野孝一議員からもありましたけれども、パブリックコメントで出された意見の主なものとして、子供たちの来庁者もいるので喫煙場所は外にしてほしい、キッズスペースは必要、多目的トイレを設置してほしい、身の丈に合った時代に合った建物にしてほしい、電源設備は浸水の影響がない場所にしてほしい、自家発電は太陽光及びバイオマス等を検討してほしい、また防災拠点としては阿武隈川洪水決壊のような大災害が起きるようなことを想定すべきだ、建物は鉄筋が普通だが木造も使ってほしい及び説明会ではおやじの館などをつくってほしい。こういうふうなパブリックコメントが説明会であるわけなんですけれども、それをこの基本構想・基本計画にどのように反映されたのか答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） パブリックコメントについては今現在町内で回答がまとまりましたので公開されておりますので、後でごらんになっていただきたいと思います。一番冒頭にあった喫煙場所等について、これについて来庁者が多く来るという場所のために今後基本設計あるいは実施設計で検討させていただきたいという旨の回答をしております。あとその他、今もろもろ議員からお話のありました件については、これもパブリックコメントの回答に書いておりますが、今後基本設計それから実施設計に向けまして今回のパブリックコメント、それから提言等いただいた内容をもとにして実施に向けて精査反映していきたいということで考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 確認の意味も含めて、今後この基本構想・基本計画が可決されれば、基本設計、実施設計に移るわけでありますが、そのときに町民の皆さん及び我々議会の声も取り入れるべき点は反映されるのかどうか、確認のために答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、今後実施設計に向けていろいろ町民の方から意見いただいたりとか、もちろんあと議員のほうにも説明してご意見を頂戴しながら実施設計に向けて進めていきたいということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 最後に、役場庁舎だけで約30億を超える大事業でありますけれども、こういう財政が厳しい中で役場庁舎を30億かけてつくることによって、ほかの町民のさまざまな施策に影響を与えない、当たり前ですけれどもそういうことでよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議会でお話しした30億についてはひとり歩きますので、いわゆるその近傍の標準的な金額でとお話ししましたので、金額についてはこれから精査しますので、これは事業費ではございません。それで今後について財源の確保ということでお話ししました震災復興特別税、それから役場の新庁舎の基金積立金、これらを勘案しながら、あるいは他の補助事業、交付金事業を活用しながらできるだけ自主財源の持ち出しを少なくするように検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この12.7ヘクタールの相対的なことを考えて、地面がどのぐらいで平らになって、計画的にスケジュールは出ていると思うんだけど、見えてくるころはいつなのか。今の仮設住宅を撤去して、路盤の舗装を剥がして、今の下水、水道は使えるのか使えないのかわからないですけれども、ある程度使えるような面整備まではどのぐらいの経過が必要になってくるのかということ。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、これから新年度予算のほうでも実施設計版の予算計上をさせていただいていますが、今後事業提案等も含めて委託のほうについてはプロポーザルを考えています。今言ったそういった上下水道の現在の利活用とか、あるいはGLですね、地盤の高さ、今のところでいきますと阿武隈川決壊を想定して、この間もお話ししたとおり、今の現地盤より大体50センチほど高くすれば浸水を防げるということで想定していますが、これについてもなお実施に向けて精査していきたいということで、全て今後実施設計に向けてこういった詳細、あと利活用できるものについては利活用をできる方法等を考えながらやっていきたいと

考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） そうした場合、下のG Lがある程度確定すれば上物についてもこの前の委員会で話したとおり鳥瞰図で見えてくる。鳥瞰図なんかは策定されれば、ある程度我々ばかりではなくて町民の方々もその姿でどのような形の、この公共ゾーンが整備されるのかというのは理解できると思うんだけど、その辺まで含めてのスケジュールはどのぐらいになるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この間の委員会でも鳥瞰図ということで、これについては一般町民の方々、専門的な図面はやはりわかりづらいと思いますので、いわゆる鳥の目から見た図ですね、鳥瞰図。これについても実施設計の中でやっていきたいと思えますし、あと今のところ期間おおよそですが、基本設計については大体4カ月、実施設計についてはその後1年ですので、おおむね1年4カ月ですが、ただできるだけやはり庁舎建てるとなると早期に建てたいと考えていますので、これについてはできるだけ前倒しに考えていきたいと思えます。標準で言いますと、今言った1年4カ月でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 鉄筋3階建てということでございますけれども、1点だけ伺います。部材は特注品なのか、それとも規格材を活用されるのか、これをちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今申し上げました、いわゆる規格外品については当然割高になると思えますので、できるだけ標準品を使いたいと思えますが、部屋によっては特殊部材を使う場所もあろうかと思えますので、その辺についてはコスト等勘案しながら今後検討させていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 修理交換ですね、それから維持管理、こういったものはやはり規格材であれば容易であるかなと私はこう思いますので、なるべくこちらのほうを使うのがいいのかなと思えます。答弁求めません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 今回の新庁舎をつくるに当たりまして、国のほうからの補助、県のほうからの補助というのはどれくらいを見込んでいらっしゃるのか伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 役場庁舎については、国のほうから震災復興特別交付税ということで前の旧庁舎の面積等に合わせた、いわゆる災害復旧という原則でいきますと大体7億から8億予定しています。それ以外の補助については、役場庁舎についてはございませんので、先ほど申し上げました基金積立金、それからあとは恐らく残り分には起債、あるいはあと最終的には自主財源ということで、県のほうも今のところございませんのでそういった形になろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお伺いをしたいんですけれども、場所が今度は公共ゾーンのほうに移るといような形になるのですが、1点聞きたいのはそれに伴って町の機構といたしますか、組織変更なども伴うのかどうか。この1点だけ聞きます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これにつきましては、今具体的に庁舎内では検討まだしていません。ただやはり今後、割りつけ等によっては課、あるいは名称が若干変わる可能性もちょっとわかりませんので、今後これについては町内部のほうで検討させていただきたいと思えます。今のところはまだ明確に何も決めておりません。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 考えられるということであれば、ぜひとも町にとって、町民にとっても利便性のあるものに考えていただきたいということです。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 亙理町新庁舎建設基本構想及び基本計画についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 亶理町新庁舎建設基本構想及び基本計画についての件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は13時10分とします。休憩。

午後 0時04分 休憩

午後 1時07分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第15号 町道の路線認定について

日程第17 議案第16号 町道の路線廃止について

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第15号 町道の路線認定について及び日程第17、議案第16号 町道の路線廃止についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第15号及び議案第16号について当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、最初に議案第15号のほうから説明申し上げたいと思います。

議案書のほう47ページをお開き願います。

議案第15号 町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものであります。今回の町道の路線認定につきましては、逢隈地区ほ場整備区域に係る換地処分等の事務手続が完了しましたので、町道の認定の見直しが必要なことから下記の表にございます路線番号204番、下郡石橋線、起点が逢隈下郡字横捲78-5地先、終点が逢隈榎袋字石橋220地先の路線から、次の48ページ、続いて49ページまでの下段になりますけれども路線番号840東郷3号線、起点が東郷192-1地先、終点が東郷172-12地先の路線までの31路線を認定するものでございます。なお、認定する31路線の総延長は3万2,233.6メートルとなっております。

次のページ、50ページに箇所図を掲載しておりますが、それぞれの路線を赤印の

番号で表示して記載しているとおりに、丸印が起点で矢印が終点となりますので確認をお願いいたします。

続いて、関連がございますので次の51ページをお開き願います。

議案第16号について説明申し上げます。

議案第16号 町道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものであります。

前の議案第15号の路線の認定と同様に、この件についても逢隈地区ほ場整備区域に係る換地処分等の事務手続が完了したので町道の認定の見直しが必要になったことから、下記の表にあります路線番号204、下郡江下線、起点が逢隈下郡字明神161-1地先、終点が逢隈高屋字柴北165-1地先の路線から、次の52ページの下段までの路線番号640、亘理下郡線、起点が字西郷309地先、終点が逢隈下郡字下28-1地先の路線までの19路線を廃止するものでございます。なお、廃止する19路線の総延長は、4万8,550.3メートルとなっております。

次の53ページに箇所図を掲載しておりますが、それぞれの路線に番号緑表示しておりますが、丸印が起点で終点が矢印となっておりますので確認をお願いいたします。

以上で、議案第15号及び16号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第15号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑・討論・採決は終了いたしました。

日程第18 議案第17号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第6号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第17号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして、議案第17号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

亶理町一般会計補正予算書（第6号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第17号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度亶理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正） 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19億5,716万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億1,384万2,000円とする。

第2条（繰越明許費） 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正） 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、まず歳出のほうから説明申し上げますので、29ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算におけます歳出につきましては、全体的な内容について申し上げますと、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

今回の補正予算書につきましては、ページ数がかなりございますので、増額補正になるもの、それから減額補正におきましては主に金額の大きいものを中心に説明させていただきたいと思います。

まず、各款にわたりまして職員人件費の補正を行っておりますが、このことにつきましては職員異動等及び人事院勧告に伴う給与改定による補正などが主な理由でございます。

2款総務費におきましては、1項12目基金管理費10億3,457万9,000円の増額補正でございますが、次の32ページの説明欄をごらんいただきたいと思いますが、庁舎建設基金費として10億4,909万2,000円の増額補正。これにつきましては、今回の補正による歳入超過分をこれからの新庁舎の建設事業の財源といたしまして、庁舎建設基金積立金として10億4,909万2,000円積み立てを行うものでございます。同じページの説明欄下の段になりますが、東日本大震災復興交付金基金費1,603万円の減額補正につきましては、精査の結果、防災集団移転先団地土地売却収入分として1,582万4,000円が減額になったものと利子積立金として20万6,000円減額となったもので、合わせて1,603万円の減額補正でございます。1項13目事務改善費452万6,000円の増額補正につきましては、右の説明欄にございますが委託料735万6,000円のうち地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業といたしまして2,235万6,000円の追加補正でございます。これにつきましては、さきの日本年金機構における個人情報流出事案を受け総務省より住民情報の流出を徹底して防止するため、情報セ

セキュリティ対策を根本的に強化するよう要請があったことから、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費といたしまして2,235万6,000円追加補正するものでございます。その他システム改修委託料1,500万円の減額補正については、マイナンバー関連システム改修費等において入札等による受け差等が生じた結果、減額補正となったもので、委託料としまして合計735万6,000円増額補正するものでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

33ページ、1項17目地方創生加速化交付金事業費6,207万2,000円の追加補正でありますが、平成27年12月18日に閣議決定された平成27年度の国の補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の緊急対応分として計上された地方創生加速化交付金に係る追加補正でございます。事業内容としましては、主に今年度実施中であります地方創生先行型事業の取り組み結果を反映した内容で、本町のブランド化に向けて地域資源の発掘開発、整理等を実施し対外的な情報発信を行い、交流人口の増加及び町のにぎわい創出を図るものとしまして34ページの説明欄にございますように、「わたしとわたりのブランドづくり事業費」の企画分野におきましては委託料としまして、地域資源REブランディング業務委託料として1,080万円、業務内容については地域資源の発掘開発、販路開拓、コーディネート及びブランド化支援業務を行うもので、わたりブランド発信・調査業務委託料として3,218万4,000円。業務内容につきましては、データベースサイト構築、互理のブランドイメージ発信、事業効果の調査検証業務を行うもので合計4,298万4,000円追加補正するものと、「わたしとわたりのブランドづくり事業費」の観光分野におきましては手数料として170万円。この内容につきましては、ハイウェイウォーカー掲載料でございます。それから、シネアド上映業務委託料としまして1,738万8,000円の合計1,908万8,000円追加補正するものの総計で6,207万2,000円補正するものでございます。

次に、37ページをお開きください。

37ページ、3款民生費でございます。国民健康保険特別会計に対する繰出金や、心身障害者医療費支給経費、さらには災害救助経費など事業費の確定及び確定見込み等に伴う減額補正がその主なものとなりますが、追加補正になるものについては1項1目社会福祉総務費のうち説明欄が次の40ページになりますが、40ページの説

明欄で臨時福祉給付金経費 1 億823万3,000円の追加補正につきましては、臨時福祉給付金を 6 月までに支給開始できるよう準備を進めなければならないことから今回追加補正するものでございます。

続いて、43ページをお開きいただきたいと思います。

43ページ、2 項 4 目児童措置費におきまして説明欄が44ページになりますが、保育園経費としまして388万2,000円の追加補正につきましては、障害児保育等の利用者が増加していることから保育園経費において運営施設に対する私立保育園各種事業補助金としまして388万2,000円追加補正するものでございます。

4 款衛生費につきましては、次の45ページをごらんいただきたいと思います。

予防接種経費や母子保健対策経費など事業費の確定見込み等に伴う減額補正が主なものでございますが、追加補正となるものにつきましては47ページをお開きください。

2 項 1 目清掃総務費の説明欄が48ページになりますが、ごみ処理経費 9 億7,837万4,000円の追加補正につきましては、現在建設中であります互理名取共立衛生処理組合新ごみ処理施設の負担金といたしまして、互理名取共立衛生処理組合ごみ処理負担金 9 億7,837万4,000円追加補正するものでございます。

それから、6 款農林水産業費につきましては、各種事業費の確定及び確定見込み等における減額補正が主なものでございますが、追加補正になるものにつきましては次の49ページをお開きください。

1 項 4 目農業振興費におきまして、説明欄の中段になりますが地方創生農林水産分野連携事業費といたしまして750万円の追加補正でございます。内容につきましては、平成27年度国の補正予算において措置された地方創生加速化交付金を活用するものでございます。

1 項 6 目農地費におきましては、右の説明欄になりますが用排水路管理経費といたしまして2,022万5,000円の減額補正でございます。当初予算で計上しておりました吉田排水機場における外洋への常時排水に伴う定置網移設費用の補償費としまして2,022万5,000円計上しておりましたが、宮城県漁業協同組合仙南支所との協議の結果、定置網の移設を行わないこととなったため今回全額減額補正するものでございます。なお、今後の吉田排水機場における常時排水運転については同意をいただいているところでございます。県営農地整備事業費のうち負担金としまして、農山

漁村地域復興基盤総合整備事業負担金1,600万円の増額補正につきましては、いわゆる現在施工中であります県営ほ場整備事業における事業費の確定による増額補正でございます。

続いて、51ページをお開きください。

51ページ、7款商工費につきましては、事業費の確定見込みにおける減額補正のほかに、53ページをお開きください、53ページの1項3目観光費のうち右の説明欄ですが、みやぎ「県南浜街道」誘客促進事業費といたしまして780万円の追加補正でございます。これは現在、名取市、岩沼市、山元町、本町の二市二町で構成しております、名亘地場産業振興協議会において実施する地方加速化交付金事業に対する構成市町の負担金であります。事業内容としましては、同地域を県南浜街道と名づけ観光パンフレット等の施策のほかに、JR東日本や仙台市地下鉄においてPR広告を掲示するなど広域連携により観光客等の増加を図るものでございます。なお、この事業につきましては、岩沼市が取りまとめを行うことから岩沼市への負担金として750万円追加補正するものでございます。

8款土木費につきましては、防災集団移転促進事業、避難道路整備事業、津波浸水区域支援事業などを初めとする復興事業費の確定見込み等による減額補正で、土木費全体で38億4,736万6,000円減額補正するものでございます。

続いて、59ページをお開きください。

59ページ、10款教育費につきましても事業費の精査及び確定見込み等により減額補正するものが主なものでございます。

続いて、69ページ、12款公債費につきましても事業費の精査、確定見込み等による減額補正が主なものでございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、11ページにお戻りいただきたいと思っております。

11ページからの歳入項目の補正につきましては、先ほど説明申し上げました歳出事業費の確定などに伴う収入見込み額の補正のほかに、地方譲与税等の各種交付金の確定及び確定見込みによる補正が主なものでございます。

1款町税につきましては、現在の課税状況及び収入見込額などから、町民税、町たばこ税、入湯税の税目で総額3,733万8,000円を増額補正するほか、固定資産税、都市計画税の税目におきまして総額670万円減額補正するものと、合せまして3,063

万8,000円増額補正するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

15ページの9款地方交付税につきましては、右の説明欄にございますが普通交付税の確定に伴い656万4,000円追加補正するものと、震災復興特別交付税におきましては歳出の際に説明いたしました互理名取共立衛生処理組合新ごみ処理施設建設負担金の追加等に伴い3億3,304万6,000円追加補正するもので、総額3億3,961万円増額補正するものでございます。

13款国庫支出金と、次の17ページ県支出金につきましては、歳出における事業費の確定及び確定見込額により追加及び減額補正するもののほか、臨時福祉給付金補助金、地方創生加速化交付金、児童福祉施設災害復旧費補助金の追加補正の関係により、国庫支出金1億9,696万8,000円の増額補正と県支出金1,610万9,000円の増額補正と総額2億1,307万7,000円増額補正するものです。

次に、21ページをお開きください。

21ページ、16款寄附金につきましては、災害復旧・復興のための寄附といたしまして8件、288万3,000円頂戴したほか、ふるさと納税など震災以外の目的で24件、104万5,000円、合わせまして32件392万8,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。改めてこの場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、歳出における復興交付金事業費の減額に伴い震災復興基金繰入金7億9,715万7,000円減額補正するものと、次の23ページをお開きください。東日本大震災復興交付金基金繰入金23億9,266万2,000円減額補正するものと、工業用地等造成事業特別会計、国民健康保険特別会計繰入金、公共下水道事業特別会計の3会計から特別会計繰入金として合わせまして5億3,509万7,000円を増額補正するものです。

19款の諸収入につきましては、3項1目貸付金元利収入におきまして災害援護資金貸付金の返還として1,040万円追加補正するものと、次の25ページをお開きください。4項1目雑入におきまして、右の説明欄上段になりますが、東京電力株式会社からの原発事故損害賠償金として855万5,000円を追加補正するものが主なものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。

5ページが、第2表繰越明許費でございます。平成27年度内に事業完了すること

が難しくなりました、ここに記載の「わたしとわたりのブランドづくり事業」企画分野から下段「農地及び農業用施設復旧事業」までの20事業について、それぞれの金額を平成28年度に繰り越すというものでございます。

最後に、6ページをごらんください。

第3表地方債補正でございます。追加といたしまして今回新たに情報セキュリティ強化対策事業債について借り入れ限度額を770万円に設定するものと、変更につきましては漁港修築事業、災害公営住宅整備事業ともに平成27年度事業費の減額に伴い借入金の限度額を1,090万円から490万円に、6,600万円から5,380万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） まず、32ページ。2款1項13目13節、先ほど説明ありましたけれども、情報セキュリティ強化対策事業これについて2点ほど。まずこれは、マイナンバーと関係あるのかどうか。もう1点は、どこに委託するのか。その2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、マイナンバーも関係あります。いわゆる一般的なことということで考えておりまして、基本的に今現在のシステムの構築をより強靱化するというので国からの通達ありまして、現在の住基ネットでLGWANそれからインターネット、これを完全に分離するというのでそのシステムの改修でございます。予定としましては、今現在システム入っております富士通のほうに随意契約ということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 48ページ、4款2項1目の19節①ですけれども、これ新しく建設になりましたけれども、新しくできるごみ処理施設の負担金でありますけれども、二市二町の負担割合どういうふうな計算でこういう負担金を算出したのか、その説明をお願いいたします。

同じく、54ページ。7款1項3目19節、これも二市二町の負担割合はどういうふうな算定したのか、それをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） 48ページ、ごみ処理経費の負担割合ですけれども、これらについては27年度ごみ処理費、要はこれを案分しております。27年度のごみ処理費で案分をしております、亘理町の数字で申しますと0.18960887という単位になりまして、それに金額を掛けているというようなことになります。今、率を申しましたけれども負担額として同じようにこれが震災復興特別交付税で手当てされるものでございまして、名取市であれば23億9,000万円、岩沼市であれば13億9,000万円、亘理町がこの9億7,800万円というふうな形になります。山元町が3億9,800万円というふうな数字でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、54ページのみやぎ「県南浜街道」の負担金の割合でございます。申請額の総額が7,143万4,000円でございます、それを岩沼、名取、亘理、山元でそれぞれ分担するわけですが、まず岩沼市のほうにつきましては1,183万4,000円、こちらがホストの市ということで1,183万4,000円。そして名取と亘理が780万円ずつです。同じ金額です。山元町につきましては、400万円というふうになっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 聞き方が悪かったのか、どうなのかあれなんですけれども。ごみ処理施設なんですけれども、例えば100億かかるって言いましたよね。そのうち人口割というかごみの処理量とかをどういう形で算定したのかというのを聞いたかったわけ。人口割なのか何割なのか、そこを伺いたいということと。

あと次、最後ですけれども26ページ、19款4項1目東京電力の損害賠償なんですけれども、何に対する損害賠償なのか、その辺お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（南條守一君） これにつきましては、人口割が3割、それからごみの運搬料これが重量割になりますけれども、この7割で案分しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 県南浜街道の負担金につきましては、こちらのほうはあくまでも事業費を4つの町で割ったという数でございます。山元町の額が少ないのは、山元町のほうで加速化交付金のほうに別の申請を多くしております、枠が決まっ



ておりますのでそれ以上は出せないということになっておりました。ということで400万円というふうになりまして、その分を岩沼が多くとったということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、26ページの歳入の原発事故損害賠償金ですけれども、これはあぶくま公園野球場とソフトボール場、あそこで放射線量が高いというようなことで天地返しの手法で改善を図ったんですけれども、その際、天地返しをした結果、下のほうから砂利が出まして野球場あるいはソフトボール場として使えないというようなことで、さらに天地返しの後に造成をいたしました。その造成費用が補助対象外というふうになったものですから、それを東京電力のほうに26年の1月に請求いたしまして、今回電力のほうで支払いますというようなことで今回支払っていただくようになったというふうな、一番最後に造成をした造成費用全額でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 50ページ、6款農林水産業費4目の農業振興費、地方創生農林水産分野の連携事業。その中の13節の委託料でございます。先ほどの説明ですと、27年度の地方創生の加速化交付金活用ということを使ってということでございますが、この企業連携どのようなところに委託をして行うのか、詳細のほうをよろしく願います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 地方創生の農林水産分野連携事業でございますが、平成27年度において12月補正で予算計上しておりますが、現在、宮崎県の日南市、それから静岡県磐田市、そして亘理町と連携をしているものでございます。3市町ともブランド化そういったものに共通課題を持っていることから連携をすることで、そのブランド化に関するノウハウを共有して進めているわけでございますが、今回その協議会並びに幹事会を各市町で開催をしております、事業に向けましては学識経験者そういった方のお話を聞いたり、それから幹事会を開催いたしまして、まずそれぞれの課題、そういったものを出し合いまして共通項を探すことによりまして連携する意味を見出して、そういった農業の事業化につなげるものを3市町の農産物を関連づけるものとして検討しているものでございますが、今回補正のほうに上げ

ましたが、これにつきましては採択されますと新年度、28年度で繰り越して事業を展開していくということでございますが、今のところ企業連携の具体的な内容までちょっとまだはっきりしていませんが、そういったことで検討していくということでございます。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 2月の2日ですか、中央公民館において先ほどの浜街道と関連するかもしれませんけれども、全国のバイヤーを呼んで商品紹介とか販路拡大に取り組んだわけでございますけれども、そういうことも課題等を検討をして考えていくかどうか。そののこともお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今後そういったことも踏まえて考えて検討していくということでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 50ページの下段、農地費の用排水路管理経費にお尋ねいたします。ここで補償補填及び賠償金、2,022万5,000円が減額補正されているという。これは吉田排水機場からの排水に伴う定置網移設費用を取りやめたというふうなことでございますが、これは排水による漁獲への影響がないというふうなことからこのような取りやめになったのか。とすれば、今後はこういったこともあり得るというふうなことなのか。この点、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） この件につきましては、荒浜漁協の理事会のほうに諮っていただきまして、今回当初予算で2,024万4,000円ほど計上しましたが、これは今現在進めておりますほ場整備等に伴いまして、汎用作物等を勘案しますと、かんがい期間である4月から9月ごろまでの間、常時排水をしたいというようなことで協議しておりました。そして吉田排水機場のちょうど排出先に定置網が2カ所ございまして、その定置網の移設ということで計上しておったわけでございますが、漁協それから漁業者と協議した結果、定置網を移設しなくても漁獲には、今後見ていく必要もあるけれども影響はないだろうというようなことの判断から移設をしないということで了解を得ているものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） この排水による影響につきましては、しっかりとした調査等に基づき判断していくわけですね。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） もちろん漁協側とも立ち会いをしながら、水質検査まではいかないと思いますが、漁獲高そういったものを調査しながら検討していきたいと思います。あと、以前ここについては20年来からいろいろな問題があったわけですが、滞留している水を一気にどんと出すとどうしても汚い水が出てしまうわけなんです、そうすると定置網に対する影響が大きかったということでございますが、それを常時というか、かんがい期間、通常流しておけばそんなに水質も悪化しないのではないかとということで、かえって魚のほうもプランクトンとかそういったものに寄ってくるんでないかなということで漁協のほうからお話をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後の質問でございますが、60ページでございます。中段、復興事業費、災害危険区域住宅修繕支援事業費でございますが、この補助金4,850万9,000円が減額補正というようなことで、この予算額については5,000万円ほど計上されておりまして149万1,000円が執行したというふうなことになるかと思いますが、この執行額の事業内容と、どうして予算額のほとんどを減額することに至ったのか、この原因についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（吉田美和子君） ただいまのご質問ですけれども、この補助金の内容なんです、これは災害危険区域からより安全で安心できる内陸部への移転を促進するために既に災害区域内で居宅を修繕して住んでいる方、あと修繕して住もうという方で修繕を進めている方、その方たちがその修繕に要した費用を補助するということで、当初おっしゃるとおり5,000万円の予算を計上しました。一応補助金の限度額が1,500万円ということで、1件当たり1,000万ぐらいということで5件を見込んでおりましたけれども、残念ながら27年度で移転された方は1件のみでした。いつまでも危険区域に住んでいるよりもということで設けた補助金なんですけれども、このようになりました。それで修繕の費用が低ければそれが限度額になってくるということで、今回の27年度受け付けした方についてはさほどな修繕費用かかってい

なかったということで、今回固めて減額補正したものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） まず、32ページ。庁舎建設基金なんですが、10億何がしですか。先ほどの説明で余裕があるのかどうか、余裕があるから積んだような話なんですが、これの基金の残高幾らになるか。と反面、一般会計の財政調整基金の残高が幾らになるかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず最初に庁舎建設の基金、今回の補正で含みますのが約10億7,200万円です。それで今現在が8億2,110万2,000円ほどですから、合計しますと19億程度になります。財政調整基金につきましては、今現在ちょっと手元にないんですけども30億円ほどでございます。よろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 余裕があるわけじゃないですね。前は財政調整基金が四十数億だったと思いますので、そちらのほうにシフトしたのかなということで、この質問終わります。

もう一つ、26ページ。説明のほうで一番上です。先ほど原発事故の損害賠償金伺いました。それでお伺いしたいのですが、塩化カリとか例えば事務所経費とか今もやっていますね。そういうのを含めて今のところ未収金というか、請求している未収金は幾らぐらいでしょうか。あわせて、いつごろ入金されるか、それについてもお伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 現在、請求しておりまして未収といたしますか、まだはっきりしていない分というのが約2,330万円でございます。これにつきましては、いつと言いますか、現在返答をもらっているのが対象外ということですので、そして前回の議会ですかね、というようなことで調定のほうを申し入れしておりますので、その調定でどういうふうに進展するのか、それ次第でまた今後対応策を考えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 済みません、先ほどの財政調整基金のご質問でちょっとご訂正。資料ありましたので、27年度末残高、いわゆる今回の補正後のでございますと44

億円でございます。済みません、訂正をお願いします。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 34ページです。地方創生加速化交付金事業費なんですけれども、委託料として地域資源REブランディング業務委託料、それからわたりブランド発信・調査業務委託料とありますけれども、この委託先とそれからこの委託をしたその結果はいつごろできるのでしょうか。イメージがはっきりするのはどのような、いつごろを目安にしていますか。まずその点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず1番目の地域資源REブランディング業務委託料1,080万円、これにつきましては地域の活性化団体及びシェフ、バイヤー、主に首都圏なんですけれども、その方々と連携してブランドを確立するものでございます。それをデータベース化した上でウェブ上、いわゆるインターネット上で情報を発信していろいろPRしながら交流人口の増加を図るものでございます。具体的に地域資源の発掘開発、それから販路開拓、それからコーディネートとブランド化の支援ということで、今現在これについては先ほど申し上げました地域活性化団体ということで、1つについては元気な日本をつくる会が今全国的に地域活性化をやっていますので、そことあともう一つ、シェフ、バイヤー等についてはここからその業務、状況によって委託先を検討していきたいと思うので、まだ未定でございます。

あと2番目のわたりブランド発信・調査業務委託料。これにつきましては、主に仙台での大型イベントにおけるPR、それから試食、アンケート、モニター調査等を行いまして、四季のそれぞれの魅力を洗い出して仙台圏からの効果的な交流人口の増加の可能性を検証を行いまして、その結果をもとに今後の展開として全国あるいは海外のほうへ直接的なプロモーションへとつなげる予定でございます。具体的には、わたしとわたりのブランドイメージ発信業務ということで、内容的には今現在楽天イーグルスありますけれども、楽天の宮城県内でやりますホームゲームの際のPR、それからあと宮城県で今行われておりますオクトーバーフェスティバルというビールの試飲大会、ビールのお祭りありますけれども、その中でこのPR、それからあとモニターツアーということで亘理町のほうにモニターを募集してツアーを組んでそれでいろいろと調査したいということで考えております。これについて委託先についても、今現在また選定中ございまして未定でございます。以

上です。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） いろんなところでPRをしていくということだと思んですけども、この交流人口の増加、また先ほど県南浜街道のほうでも誘客、同じ意味だと思っておりますけれども、町としては交流人口どれぐらいの目標を立ててこの事業を行っているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 目標人数について、国のほうからの計画書の提出の際に具体的に明示していませんで、いわゆるこの事業については今現在でも一層の誘客の増大ということで具体的な数字は記載しておりません。できるだけ多くの人を観光客として呼び入れる、そういうふうな施策でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） あと別な質問をさせていただきます。45ページの予防費なんですけれども、今回大分減額補正しておりますけれども、予防接種をする対象者が減ったということでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 46ページの予防接種の委託料の1,045万3,000円の減でございますが、これにつきましては子宮頸がんワクチンの接種差し控えが平成26年度から厚労省から通達で来ておりまして、その分での減額となります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 32ページ、さっきの高野議員との関連ですけれども、庁舎建設基金これのほうの原資について、これは原資はどこからかというのが1点。

それからもう一つは、44ページ、3の2の4です。私立保育園各種事業補助金、これは具体的にどこのことを言っているのかそこをお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初に、庁舎建設基金の増額関係でございますが、それで今回の3月補正で先ほど申し上げましたように事業費の精査に伴う歳入の確定ということで、あと特別会計の繰り入れ等によりまして最終的には10億5,000万円程度超過している状況です。通常であれば、これまでの財政調整基金の繰り入れを減額して調整するところでございますが、先ほど申し上げました28年度から庁舎の建設事

業が本格化するということで、現在の庁舎基金残高が8億1,120万円では到底足りないということで、今回その基金の積み増しの考えでございます。震災後、平成23年度から24年度におきましては、特別交付税の庁舎機能移転分、これが震災復興特別交付税創設前の名称ですが、それから全国自治協会宮城県支部からの公有建物見舞金といった庁舎の被災にかかわる歳入のほかに、宮城県の市町村振興協会、それから災害対策支援金、あと特別交付税の現年災分などの震災対応分として交付された歳入が総計で10億7,276万5,000円あります。これらについては現在までに具体的な支出がなかったということで、それから震災後については津波被災の市町村のほとんどで、先ほど説明しました財政調整基金が大幅に増加しているという状況で財務省のほうからも指摘がありまして、県の市町村課から公有施設の維持管理、建設等の各種施策に必要な経費を特定の目的基金へ移しかえることの指導がありまして、今回先ほど言った名目の各金額について庁舎建設基金の積立金のほうに積み立てするものでございます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、2点目の3-2-4-3の保育園経費でございますが、対象となる保育園につきましては、現在町内に逢隈保育園とカトリック保育園が2つの私立の保育園で認可をしております。今回の補正に係る分につきましては、逢隈保育園の分の補助金の分でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 厳しいことを言うかも知りませんが、繰越明許費のことなんです。この繰越明許になっている15の工事案件事業なんですけれども、12月に発注された事業が大体繰り越しになっているというような傾向があると思います。その発注時期が12月だったということで、工期的に3月には間に合わないという、そのようなことから27年度予算を28年度に繰り越しして、それを取行させるというような、それはわかるんですけれども、やっぱりそれ以前の問題で発注時期がもうちょっと早かったらこういう繰越明許というような措置をしなくても済むんじゃないかなと。それで町の中の状況を見れば、どこに行っても通行どめとか迂回とかこのような状況で町民の方が大変迷惑をしているという。そういうことの渋滞とか起きないようにするためには、それなりの時期にこういう事業を発注して満遍なくじゃなくて時期をずらしたような発注の仕方をすれば、ある程度スムーズな交通

になるというようなことを考えて今後ともこの繰越明許については、考えた事業の発注の仕方をやれるんじゃないかなと私は思うんですけども、いかが考えですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これにつきましては、今の全部ちょっと入っているわけじゃないですけども、上の3つについてはいわゆる国からの補正の都合で繰り越して、そのほかについても主に工事関係、これについては確におっしゃるとおり発注時期が早ければ繰り越し等も少なくできるんじゃないかって、ごもっともな理論ではありますが、その中にはやはり他官庁協議、特にJRあるいは国土交通省、宮城県との協議でいわゆる調整に不測の日数を要したといいますか、いわゆる繰越明許費の理由の一つなんですけれども、そういった他官庁協議との調整に要した事業もあるのが事実なんですけれども、総体でいきますとやはりおっしゃるとおり早期発注ということで今後目指していきたいと思っておりますので、ご理解していただきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 54ページになります。県南浜街道。再度質問いたしますけれども、まず総額が3,120万円です。結構金額大きいですよ、やっぱり国の金だと結構太っ腹で使っているのかなというふうに気がしますが、その使う用途がパンフレット等広告費。パンフレットをどのくらいつくるんだか、広告はどういうふうな形でJRなり地下鉄なりに目立つところに張るのか、ちょっと具体的に教えてください。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 県南浜街道でございますけれども、確かに金額が大きいものでございます。こちら先ほども申しましたように、名取、岩沼、亘理、山元の二市二町でやっております。パンフレットの作成の中身なんですけれども、部数につきましては5万部でございました。それからパンフレットのほかに情報発信ツールの開発等新しい情報の発信できるような、例えばインターネットを使ったりとかそういうツールの開発、あとホームページの製作、そのほかに観光PR映像の製作、あと誘客プロモーションの関係でございますけれども、まず都市圏の旅行会社や代理店を通しましては誘客セールスの実施並びに仙台空港発着便への機内誌の広告掲



載、飛行機の中の雑誌です、そちらのほうの機内誌の広告掲載、あと東北新幹線も同様にその新幹線の中での情報誌の広報掲載、あと東京の都市圏のほうのJR車内での電子広告、こちらトレインチャンネルといいまして入り口の上のほうにモニターがあるかと思うんですけれども、そちらのほうでのPR、映像の広告です。そういうのが主なものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） そうするとパンフレット5万部は、どういう施設のほうに置くのか。あともう一つは、そのほかの広告、今言ったように都市圏のJRとか飛行機とかの掲載する期間、1カ月とか2カ月とか。それともう一つは、ただ単に県南浜街道ですよじゃなくて、何かこうイベント的なものを期間決めて、ここからここまで亘理はホッキ飯やっていますよとか、名取はここからこの日にちは赤貝やっていますよみたいな、そういうふうな具体的なものもあるんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） パンフレットの置き場につきましては、各駅とかそういう公共施設等を利用しまして、もちろん各町等にも置きますけれども。あと中身でございますけれども、その季節季節に合わせられるように、例えば亘理でしたらはらこ飯の時期、山元でしたらホッキ飯の時期とか、そういう時期をお互いの町で調整しながら載せられればと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） そうすると、亘理のはらこ飯だと9月から11月、12月までですよ。そうすると結構長いスパンでその広告を掲載しているということですか。それともう一つ、それを見た方が亘理町に来ましたと、それでただどやどややって来れば一番いいんですけれども、亘理町の人が何で人来るんだべねこんなにねって、困るわけですよ。やっぱり受け入れ態勢しっかりしておかないと、せっかく企画3,000万円かけて、ほかから交流人口来たのに受け入れる地元の人たちの接待が、おもてなしが最低では困るので、やっぱりその辺も周知しっかりしなくちゃいけないと思うんです。その辺どう考えているんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） おっしゃるとおり、まず観光客を呼び込むにはそれこそ町内の方の協力なくしてはならないと思っております。これはまだ事業費としては今年

度、28年度の分には乗せておりませんが、町内めぐりとかそういうものを以前はやっていたんですけれども、震災以降はやっていませんが、そういうものを予定しまして、まずは職員から、次に町民というふうに亙理町にはこのようにいいところがあるんだよというような紹介を兼ねて、いろいろ観光ガイドのほうまでつなげていきたいとは考えているんですけれども、そういった形で観光客を呼ぶ体制づくりをまずしなければと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成27年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時20分といたします。休憩。

午後 2時09分 休憩

午後 2時18分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第18号 平成27年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 次に、日程第19、議案第18号 平成27年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） それでは、平成27年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号 平成27年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,815万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,989万7,000円とするものです。

歳出からご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

主なものにつきましては、2款保険給付費において一般被保険者療養給付費が1月末現在の給付実績から不足が見込まれるため3,267万6,000円、一般被保険者高額療養費が1,401万5,000円を追加補正するものです。また、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費については、給付実績から減額補正するものです。

次に、14ページ。出産育児一時金については、出産数を当初40人で見込んでおりましたが、30人に修正いたしまして減額するものです。

7款共同事業拠出金は、宮城県国保連合会から確定額が示されたための補正となります。

16ページをお願いいたします。

11款諸支出金につきましては、平成21年度に国民健康保険財政が逼迫した際に財政不足を補うため県の国民健康保険広域化等支援基金から1億8,000万円を借り入れ、さらに22年度には一般会計から同じく1億8,000万円を法定外繰り入れしているところではありますが、県の貸付金の償還が今年度で完了すること、その後の運営状況により財政調整基金が安定傾向にあることなどから、法定外繰り入れした分を一般会計へ返却するため一般会計繰出金として1億8,000万円を追加補正するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので8ページをお願いいたします。

4款療養給付費交付金は、歳出で退職者被保険者等療養費等の減額補正をしたことによるものです。

7款共同事業交付金につきましても、歳出にありましており共同事業拠出金同

様、県国保連合会から確定額が示されたための補正となります。

次に、10ページになります。

9款2項1目財政調整基金繰入金1億9,679万1,000円の増額については、今回の補正で歳入予算額が予算額に対し歳出予算額を上回ったため歳入不足として財政調整基金から繰り入れするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 今、説明ありましたけれども、11ページ、9款2項1目です。財政調整基金を繰り入れした場合、この時点での基金残高は幾らですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 5億600万円ほどになる見込みです。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 5億600万円ですね。それで、見込みなんですけれども5月末に出納締め切った段階で、基金の残高はどのくらいになるというふうに見ていますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 27年度末で残高でいきますと5億3,706万2,000円でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成27年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 平成27年度亶理町奨学資金貸付特別会計補  
正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第19号 平成27年度亶理町奨学資金貸付特別会計補  
正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それでは、議案第19号 平成27年度亶理町奨学資金貸  
付特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ628万4,000円を追加し、歳入歳出予算の  
総額を歳入歳出それぞれ1,533万5,000円とするものでございます。

歳出よりご説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正につきましては、奨学教育貸付金の確定によりまして奨学教育基金貸  
付金を290万4,000円を減額補正するものと、9ページの歳入におきまして奨学金貸  
付収入として623万3,000円を追加補正するもので、歳入歳出差し引きによります歳  
入超過額918万8,000円を奨学教育基金積立金といたしまして追加補正するものでご  
ざいます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 平成27年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1  
号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成27年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第20号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第21、議案第20号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の議案第20号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,126万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,604万8,000円とする。

第2条（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正）

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳入からご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金905万9,000円の減額補正ですが、今回の補正での起債対象事業費の増額によりまして一般会計からの繰入金が減額となるものでございます。

その下、6款2項1目雑入4,602万4,000円の補正ですが、阿武隈川堤防復旧事業に係る道路拡幅部分の下水道管の移設補償費の確定によるものでございます。

7款1項1目下水道事業債430万円の補正ですが、公共下水道事業債において起債対象事業費の増による910万円の補正と、流域下水道の建設負担金の確定に伴い流域下水道事業債480万円を減額することによるものです。

次に、歳出についてご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費4,607万9,000円の補正でございますが、歳入のところでもご説明いたしましたけれども、阿武隈川堤防復旧工事事業に係りまして補償金を一般会計へ繰り出すことによります一般会計繰出金と人事院勧告に伴います給与改定等による増額というところがございます。

2款2項1目流域下水道事業費481万4,000円の減額補正でございますけれども、阿武隈川下流流域下水道の建設負担金の確定というところによるものでございます。

次に、ページ戻りまして4ページ。繰越明許費についてご説明いたしますので、4ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

第2表繰越明許費、こちらにつきましては平成27年度内に完成が難しい6件の事業、上から下水道事業費、公共下水道の事業費ということで社会資本整備総合交付金事業から下段の災害復旧費、下水道施設災害復旧費、下水道施設災害復旧事業（23都災第2958号）荒浜排水区（その2）までの6事業で限度額8億3,261万2,000円の限度額ということで設定するものでございます。

続きまして、第3表、地方債の補正（変更）、公共下水道事業債を910万円増額し、限度額を2億9,560万円にするもので、また、流域下水道事業債を480万円減額し、限度額を810万円にするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 4ページでございますけれども、繰越明許費のほうのこの第2表のほう、ここの下3つについて場所は大体わかるんですけども、この上3つこの場所についてはどこなのか教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君）　まず、一番上の段からですけれども、上の社会資本整備総合交付金事業、こちらが2つの工事でございます。亘理第2－1号污水枝線といいまして、高屋地区の西郷高屋線という町道に管を布設する工事ということで、こちらは県道の塩釜亘理線から1本北側に入った道路での工事でございます。それから、亘理第5－3号污水枝線ということで、こちらは浜吉田地区の浜吉田東区の公会堂付近の工事というところでございます。これが一番上。

2段目ですけれども、防災・安全社会資本整備交付金事業というところで、こちらは雨水幹線ということで中央第3－1号雨水幹線ということで、鹿島地区の鹿島川の工事ということでございます。

3番目、こちらがいわゆる単独で行っている公共下水道事業というところで、亘理第1－1号雨水枝線附帯工事というところで長瀬ガーデン地区の污水管の布設工事というところが主なものでございます。

その次に関しては、荒浜雨水ポンプ場というところで、災害復旧その下の2つに関しては荒浜の災害危険区域内での污水管の布設とそれから雨水管の布設というような工事でございます。以上でございます。

議長（佐藤　實君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤　實君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤　實君）　討論なしと認めます。

これより議案第20号　平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤　實君）　異議なしと認めます。よって、議案第20号　平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22　議案第21号　平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）



議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第21号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第21号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

予算書のほうをごらん願いたいと思います。

平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,931万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、介護サービス費や事業費の精査、それから確定等に基づき行うものでございまして、1款1項1目一般管理費107万円の減額補正につきましては、27年度の制度改正に伴ってシステム改修費が確定しましたので当初見込みよりも少なくなったことからの減額が主なものでございます。

2款6項1目特定入所者介護サービス費250万円の増額補正につきましては、12月でも補正させていただいたのですが、12月の補正以降さらに実績を精査し予算に不足を生じる見込みであるため今回追加補正をさせていただくものでございます。

4款1項1目介護予防事業費におきましては、脳活性化事業やいきいき運動教室の事業費が確定したことから71万4,000円を減額補正するものでございます。

16ページのほうをごらん願います。

4款2項5目任意事業費158万4,000円の減額につきましては、レスパイト事業利用が減ったことから。

その下の5款1項1目基金積立金につきましては、今回の補正における財源調整として517万6,000円を増額補正するものでございます。

それでは、歳入に戻りますので、8ページ、9ページのほうをごらんいただきました

いと思います。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料72万7,000円の減額補正でございますが、原発事故による帰還困難区域等からの転入者12名分の保険料免除分になります。

それから、3 款 2 項 1 目調整交付金の 3 細節現年度分特別調整交付金502万1,000 円の増額補正につきましては、平成27年 1 月から12月分までの利用者負担減免分、総額2,809万1,000円における 1 号被保険者の負担に対する交付金とその主なものでございます。同じく 4 目の介護保険国庫補助金 1 節の介護保険事業費補助金についてはシステム改修費、歳出のほうでのシステム改修費の 2 分の 1 が補助されることから、また 2 節の介護保険事業災害補助金は原発事故による転入者の保険料及び利用者負担額の免除分についての特例補助金でございまして、1 節、3 節合わせて 234万7,000円の増額補正を行うものでございます。

12ページの 8 款 1 項 4 目事務費繰入金249万5,000円の減額補正につきましては、歳出の一般管理費におけるシステム改修費の減額、それから改修費に対する補助金の歳入により減額補正するものです。

このほか、飛ばしました各款項目の関係につきましては、今回の歳出の増減の補正に伴っての負担割合による増減の補正でございます。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 17ページになりますけれども、4-2-5-1です。これの中の家族介護レスパイト事業委託料、これは具体的に何なのか、そしてどこに委託をしているのか。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） これにつきましては、長期入所を望んでいる方々が短期入所でつないでいるのが現状でございまして、町内の特別養護老人ホーム 4 カ所ございますけれども、そちらのほうの施設を利用しながら介護保険の中で介護度に応じましてサービスを受けられる量が決まっております。それで、その日数が丸々 1 カ月分の利用ができない方等につきましては、社会的に家で見るのが困難だとかという理由であれば町のこのレスパイト事業で介護者の負担軽減を図るということもございまして、先ほど申し上げた 4 つの特別養護老人ホームに委託をお願いをしている

ものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） レスパイト事業なんだけれども、利用者の数が減ったのか、受け入れ先の特養がスタッフ不足で耐えられなくてこの事業を縮小しているのか、どちらなのかってよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 多分、明確に調査していないんですが、今回の介護保険の報酬改定がございまして、30日を超えて施設利用を超えた場合については給付費のほう下落とされます。施設側のほうでいただく。その関係でどうしてもそういうふうに長期的に必要な方については、多分長期に切りかえて入所を優先させたのかなと思っています。それでうちのほうの利用の件数が減ったというふうに捉えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第22号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正  
予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第23、議案第22号 平成27年度年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第22号 平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

別冊の予算書のほうをご用意いたします。初めに1ページをお開きください。

平成27年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

#### 第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,449万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,701万3,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出のほうからご説明いたしますので、12ページをお開きください。

今回の補正につきましては、事業費の精査に伴う減額補正が主な内容でございますけれども、昨年9月から12月まで、はらこ飯のシーズンに合わせまして4階のレストランの営業を行いました。そちらの営業実績に伴い1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費におきまして右側の説明欄にございますが、運営費のほうから臨時職員の賃金や食事材料費などの関係経費として1,454万6,000円を減額補正するものが主なものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページのほうにお戻りください。

歳入におきましても利用収入の食事料から同額を減額補正するものと、温泉再開後におかげさまをもちまして入浴利用者が順調に伸びておりまして、当初の見込みを上回っておりますことから利用収入といたしまして入浴休憩料367万円を増額補正するものと、今回の補正によりまして歳入歳出差し引きが歳入超過となるため、わたり温泉島の海運営基金からの繰入金も327万5,000円減額補正するとともに、一般会計からの繰入金も45万円減額するものが主なものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 9ページになりますけれども、この入浴の休憩料。ここにこの金額が出てはいるんですけれども、子供とか大人によって金額が違うと思うので人数がちょっとわからないんです。これどのくらいの人数になっているんでしょう。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 入浴者数まず大人のほうでございますけれども、こちら1月末現在の数字しか出ておりませんので、入浴者数といたしましてまず大人10万2,911名で子供が6,309名となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） あわせまして、その食事料、はらこ飯だと思うんですけども、これは減額というような形になっておりますけれども、この理由については。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 12月までははらこ飯を3カ月行いましたけれども、当初の見込みよりもレストランの一度に入れる人数、それから一日に時間内に回せる人数の割合がちょっとこちらの想定よりも低くて、そちらの回転が悪かったということで収入の減ということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 今の答弁なんだけれども、例えば9月の補正で期間中に2万5,500食増額補正で計上しましたよね。それで今回減額で、実際売れているのが1万954食しか売っていないんですよ。計画から見ると43%なんです。例えばその売り上げ目標を掲げて8割とか7割だったらこれは仕方ない。43%ですよ、どういうふうな計算したか本当に疑われるというか、そういうふうな感覚で経営されたんでは鳥の海温泉本当に大赤字ですよ。たまたま入浴者がふえているからいいようなものですよけれども、ただ入浴者が一日10人とか20人ふえてもこれはまるきり問題の解決にはなりませんけれども、やはりそういうふうな売り上げを目標に立てるにはやはりしっかりした資料をもって、例えば2万5,500じゃなくて1万に設定してそれをいかに上回るか、上回るような経営努力するというのが普通だと私思うんです。それが43%、たまたま回転が悪かったから売り上げ減ったんだって、それだったら最初からわかっていることでしょう、私ちゃんと言ったはずですね。営業が4時間しかしていないのに何回転しますかって。それなのに平日が200、休日500、休日500絶対回転しません。その辺はもう常識的にわかるはずですよ、経営者だったら。さっきたまたま計算間違ったから売り上げ減ったということだけで、それが一番の検証した理由が、だからそれ以上何とも言えませんけれども、やっぱりそういうふうなものじゃなくてしっかりとした経営センス築き上げて取り組んでください。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 議員のおっしゃるとおりと思っております。まずは最初の見込み、一番最初の補正を出した時点でこちらの見込みが余りにも悪かったということはそれは認めさせていただきます。決してお客さんの誘客について手を抜いていたわけではございませんので、その点につきましては精いっぱい努力して人数も並ぶほどお客様もいらしていただいたんですけれども、残念なことにちょっと皆さんに渡せるくらいの数を提供し切れなかったということもございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第23号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） それでは、平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

議案第23号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,564万2,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療従事職員の手当及び共済組合負担金等の変更に伴い減額補正するものです。一般管理費10万2,000円の減額とともに、8ページの歳入におきましても事務費繰入金と同額減額補正するものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第24号 平成27年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第25、議案第24号 平成27年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第24号 平成27年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計の補正予算書第2号をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きください。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,267万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,104万円とするものでございます。

第2条（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるでございます。

最初に歳入から説明しますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入で今回の補正につきましては、ことし1月立地協定を締結いたしました株式会社コスメティック・アイダへの工業団地の土地売払収入としまして、2億9,267万3,000円を追加補正するものと、歳出につきましては11ページをお開きください。

歳出につきましては、事業費の確定に伴う委託料の減額補正と工業団地北側の下茨田柵子線横断暗渠改修工事の工事内容の変更に伴い工事請負費を350万円増額補正するものと、今回の補正による歳入歳出差し引きが歳入超過となるため一般会計繰出金として追加補正するものです。

最後に、4ページをお開きください。

今、説明申し上げました町道下茨田柵子線横断暗渠改修工事について公共下水道との交差部における取りつけ協議に不足の日数を要したことから、年度内に事業完了が困難となったため、ここに記載の金額を翌年度の平成28年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。



これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 平成27年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成27年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第25号 平成27年度亙理町水道事業会計補正予算  
（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第26、議案第25号 平成27年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第25号 平成27年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業収益の増、それから災害復旧事業費等国庫補助金の減及び工事負担金の確定による増、また職員異動等人事院勧告に伴います給与改定に係るものが主なものでございます。

それでは、第1条、平成27年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入

第1款第2項営業外収益、既決予定額9,392万2,000円に1,355万4,000円を追加し、1億747万6,000円とするものでございます。

支出

第1款第1項営業費用、既決予定額8億615万2,000円に717万6,000円を追加し、8億1,332万8,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

#### 収入

第1款第2項工事負担金、既決予定額1,350万円に266万7,000円を追加し、1,616万7,000円とするものでございます。

第3項他会計出資金、既決予定額1,684万9,000円から79万1,000円を減額し、1,605万8,000円とするものでございます。

第5項国庫補助金につきましては、既決予定額6,150万8,000円から1,065万6,000円を減額し、5,085万2,000円とするものでございます。

#### 支出

第1款第1項建設改良費、既決予定額3億2,981万1,000円から47万4,000円を減額し、3億2,933万7,000円とするものでございます。

それでは次の2ページ、3ページをお開きください。

#### 収益的収入

1款2項2目加入金の1,355万4,000円の追加補正につきましては、新築住宅、特に民間の集合住宅の増加等に伴う加入金の収入の増というところでございます。

#### 収益的支出

1款1項1目原水及び浄水費の86万円の減額及び2目配水及び給水費の90万3,000円の減額並びに4目総係費の632万6,000円の減額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものでございます。

また、6目資産減耗費の1,526万5,000円の追加補正につきましては、復興関連の阿武隈川の堤防災害復旧工事に伴う資産の廃止がふえたところによるものでございます。

続いて次の4ページ、5ページをお開きください。

#### 資本的収入

1款2項1目工事負担金の266万7,000円の追加補正につきましては、国土交通省が施工する、先ほども申しあげましたけれども阿武隈川の災害復旧の堤防復旧事業に係る県道に埋設されている水道管の廃止に伴う工事負担金ということでござい

す。

3項1目他会計出資金の79万1,000円の減額補正につきましては、災害復旧事業に伴う一般会計繰入金の減というところでございます。

5項1目国庫補助金の1,065万6,000円の減額補正につきましては、災害復旧事業等に伴う国庫補助金の減というところによるものでございます。

これらにつきましては、災害復旧事業それから交付金事業の採択状況等に伴うところによるものでございます。

資本的支出

1款1項3目改良事業費の47万4,000円の減額補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成27年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成27年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（佐藤 實君） 日程第27、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、佐藤徹郎委員が平成28年6月30日をもって任期満了となります。そのため、引き続き佐藤徹郎氏を人権擁護委員に推薦したいと存じまして議会の同意をいただきたくご提案申し上げます。

それでは、諮問第1号をご説明申し上げます。

住所は、亘理町逢隈十文字字佐渡188番地、氏名は佐藤徹郎、生年月日は昭和23年3月8日でございます。経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和41年3月に仙台育英学園高等学校を卒業され、同年4月から昭和44年の1月までの約3年間にわたりまして民間に勤務後、当時の逢隈農業協同組合に採用され平成20年の3月まで約39年間勤務された方です。その他の経歴といたしましては、亘理地区交通安全協会の業務理事、暴走族根絶連絡協議会役員、行政区長等を行っており、また平成22年4月からは人権擁護委員としてご活躍いただいている方です。これまでの長年にわたり培われた豊富な経験と知識、そして高潔な人格であることなどを熟慮した結果、人権擁護委員として最適であると考へ推薦したいと存じましてご提案申し上げます。

以上、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお祈いします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。討論は先例により省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第28 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（佐藤 實君） 日程第28、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件  
を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案書58ページをお開き願います。

承認第1号 亶理町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

平成27年12月28日、亶理町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をした。よって、同条第3項の規定により、その承認を求める。

続きまして、59ページをお願いいたします。59ページの専決処分書を朗読させていただきます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令において、一部の手続における個人番号利用の取り扱いの見直しが行われたことに伴い、亶理町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の必要が生じたが、施行期日が平成28年1月1日であるため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

亶理町町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令において、個人番号の記載を求めることに生じる本人確認の手続等、納税義務者等の負担を軽減するため、個人番号の記載する対象書類の見直しが行われ、地方税関係書類のうち申告等の主なる手続にあわせ提出され、または申告後に関連して提出される一定の書類について納税義務者等の個人番号を記載を要しない改正が行われたことによりまして、亶理町町税条例の一部を改正する条例においても町民税及び特別土地保有税の減免申請書において個人番号の記載を不要とする改正を行うものでございます。

新旧対照表は35ページになります。

第51条において個人番号の記載を省略しております。こちらは町民税の減免申請になります。

139条におきましては、特別土地保有税の個人番号の記載を省略するものでございます。

議案書60ページにお戻り願います。

施行期日は公布の日からとなります。

以上で承認第1号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第29 報告第1号 専決処分の報告について

日程第30 報告第2号 専決処分の報告について

日程第31 報告第3号 専決処分の報告について

議長（佐藤 實君） 日程第29、報告第1号 専決処分の報告についてから日程第31、報告第3号 専決処分の報告についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 報告第1号から報告第3号について当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案書の61ページをお開きください。

初めに、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成27年12月14日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治

法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の62ページが専決処分書になります。

専決処分書

平成26年度23都災第2956号亘理第3処理分区（その1）第1工区災害復旧工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

資料につきましては、次の63ページをお開きいただきたいと思います。

工事名が平成26年度23都災第2956号亘理第3処理分区（その1）第1工区災害復旧工事（繰越）です。

第3回変更契約年月日が平成27年12月14日。

変更請負金額が8,855万6,760円。454万7,880円の減額です。

契約の相手方が、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

変更理由、工事概要につきましては、この本工事については荒浜地区災害危険区域内の使用しなくなりました污水管を処理する災害復旧事業でございます。今回処理する予定であります管路の一部につきましては、わたり温泉を初めとする既に営業再開している施設の污水を通水しており、別途災害復旧事業で施工する新設管ルートへ流量を切りかえなければ処理することができず、新設管布設工事の完了が夏ごろの見通しとなったこととあわせまして、県道の占用協議の結果、充填から撤去工へ変更となった箇所及び周辺道路計画にあわせ撤去工から充填工等になったことを考慮し、管撤去工を1,156メートルから1,114メートルに変更するものと、管充填工を5,097メートルから4,073メートルに変更するものです。

工期については、終期を平成27年12月25日としたものでございます。

続きまして、65ページをお開きください。

報告第2号 専決処分の報告について。これも工事請負変更契約です。

平成28年2月10日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の66ページになります。

専決処分書。

平成27年度亘理第4-1号汚水幹線工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

資料については、次の67ページをお開きください。

工事名が、平成27年度亘理第4-1号汚水幹線工事です。

第2回変更契約年月日が平成28年2月10日。

変更請負金額が6,735万2,040円。147万2,040円の増額です。

契約の相手方が、田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、変更理由につきましては、現地精査の結果、今回布設する汚水管の接続先となります阿武隈川下流流域下水道亘理幹線との接続について、流域幹線の流入量や既設埋設管が支障となり施工が困難となったことから、埋設ルート及び高さの見直しを行い、この工事概要に記載の管路延長、推進・開削工法それぞれの延長がここに記載の数量の変更となったものでございます。

68ページの平面図中の朱書き部分、これが今回変更数量及び施工ルートとなります。

工期につきましては、ルート変更に伴い流域幹線管理者であります中南部下水道事務所との協議に時間を要したことから、終期を平成28年3月25日までに変更するものでございます。

続いて、議案書の69ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の報告について。これも工事請負変更契約です。

平成28年2月2日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

70ページが専決処分書となります。

専決処分書。

平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

資料については、次の71ページをお開きください。

工事名が、平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事です。



第3回変更契約年月日が平成28年2月2日。

変更請負金額が1億6,807万1,760円。75万600円の増額。

契約の相手方が、阿部工務店・田中建材輸送・平口建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

変更理由及び工事概要につきましては、現地精査及び学校関係者との協議の結果、1点目が機械室の天井仕上げについては当初断熱材で施工予定としておりましたが、他の部屋と同様、軽量鉄骨下地組ケイ酸カルシウム板の厚さ6ミリ張りの上にEP塗装仕上げ22.4平方メートルを新たに施工するものと、2点目としまして、プールサイドについては転落防止のため高さ1.5メートルのメッシュフェンスを98.2メートル施工予定としておりましたが、西側そばに個人家屋があり家屋所有者との協議の結果、プールサイド西側面のみお互い見えないほうが好ましいという結論に達しまして、西側部分をメッシュフェンスから目隠しフェンス27メートルに変更し、あわせてメッシュフェンスを98.2メートルから71.2メートルに減工するものです。3点目として、現地精査の結果、変更により排水構造物の撤去として落ぶた式側溝300型30メートル、集水ます2カ所を撤去するものです。

工期については、終期を平成28年3月25日まで変更するものでございます。

72ページが配置図、73ページが平面図で、朱書きの部分が今回の変更箇所となります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第1号 専決処分の報告についてから報告第3号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承を願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時21分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鞠 子 幸 則

署 名 議 員 大 槻 和 弘